

高等女学校における良妻賢母教育の成立と展開

—教育理念・修身教科書・学校生活の総合的研究—

概要書

早稲田大学大学院教育学研究科
博士後期課程 教育基礎学専攻

姜 華

一 本研究の課題

本研究では、高等女学校制度が確立した 1900 (明治 33) 年前後から女性像の変容が見られた大正デモクラシー期までを主要な対象として、教育理念としての良妻賢母の構造的分析、修身教科書の内容分析、教科外教育の実態を分析するとともに、これらを総合的に考察することにより、女子中等教育の実態的側面を明らかにしようとするものである。特に、理念としての良妻賢母が教科課程や教科外課程にどのように反映されたのかといった視点から、良妻賢母教育の実態的側面を考察し、その特質を究明することに重点を置く。さらには、婦人問題が顕在化した大正デモクラシー期の時代潮流の中で、明治後期に確立した良妻賢母教育にどのような変化が求められたのかについても究明する。

周知のように、主に女子中等教育の教育理念としての良妻賢母は、いわゆる『女大学』に代表されるような近世の女訓書が理想的女性像として掲げた良き妻や嫁、特に夫や舅姑に対する従順という徳目を継承しつつ、明治初年以降の日本の近代化過程において形成された女性像であり、1899 (明治 32) 年制定の「高等女学校令」により国家公認の教育理念として位置づけられた。その理念は大正デモクラシー期、戦時期にそれぞれ一定の変容を見せるが、戦前における国家公認の理想の女性像として機能し、家族制度の下で女性の生き方を強く規制してきた。

また、理念としての良妻賢母は、女子中等教育機関である高等女学校で教科教育の教材としての教科書に投影され、さらには校長の訓話・知事の式辞、校訓・生徒心得、寮生活などの教科外教育としての学校生活の中でその理念が貫かれてきた。一般に教育理念ないし教育目的は、教科課程における教材として具体化され、また教科外課程における活動にも投影される。このような意味で、教育理念、教科課程、教科外課程を総合的に捉えることは、高等女学校の教育の実態な特質を明らかにする上でも有効と考えられる。

明治後期に確立した女子中等教育制度は、家族制度下の女性の在り方と密接に関連して形成され、理念面では女性の身体的特性を基盤として、他家に嫁し、子を産み育てることを女性の本分として位置つけるものであり、また教育の実態としては、このような理念を実現するための特性教育として存在した。このため、戦前の女性の教育は、小学校段階はほぼ男女同一であったが、①中等教育段階では男性の中学校とは異なる形で、高等女学校として存在し、②教育内容も男性のそれとは異なり、さらには一段と低い水準のものが設定され、③高等教育、特に大学教育は女性には不必要とされ、制度的に未確立の状態にある、という特徴をもっていた。また、小学校低学年を除いて、男女別学が制度原則とされていた点も戦前の教育制度の大きな特徴であった。以上のように、戦前の女性の教育は、特性教育の意味と重なり合った「女子教育」として存在し、高等女学校制度の確立により男女分離の教育体制が強化されたと見ることができる。また今日的視点から見ると差別的状態にあったと言わなければならない。戦後教育改革期の 1949 (昭和 24) 年に文部省が発行した『新教育指針』において、同省は家族制度下の女性の教育の問題点と改革の方向性

を次のように記している。

日本の家族制度は封建制度の古い残りで、家をもつて生活の単位とし、個人は家に属し家のために拘束せらる。いひかへれば個人の職業・財産・地位・名誉等は、家がにぎつてゐる。そして家長たる男子が家を代表し、女子は他の家族とともにこの家に属する。女子は、家によつて養はれる代りに、家をながく続かせ栄えさせることをもつて、その使命としてゐる。そこで女子教育のめあても、おのづから、良妻となつて家の生活をととのへ、賢母となつてりつぱな子供を生み育てることにおかれるのである。

(中略=引用者) しかしこれのみが女子教育のめあてであつてはならない。女子は、妻であり母である前の人である。だから、さきにしばしばのべたやうな、人間性の自由な発展が、女子についても重んぜられねばならない。しかるにこれまで、良妻とはいひながら、男子から見て都合のよいのを良しとし、教育の結果女子が人として正しい判断をもつやうになることは、よろこばれない傾向がたしかにあつた。

このような認識の下で、女性への差別的教育は戦後の教育改革期に全面的に改められることとなり、その最初の動向として注目されるのが、1945（昭和20）年12月に閣議諒解された「女子教育刷新要綱」であった。刷新要綱では、男女の教育機会の均等、教育内容の平準化、男女の相互尊重の促進を目的として刷新を図るとし、女子中等教育については高等女学校の教科（教科の構成・教授時数・教科書）を中学校と同程度とする方針が示された。そして、日本国憲法（1946年11月制定）では、第14条で「性別」による差別は認められないこと、第26条第1項では男女が「ひとしく教育を受ける権利を有する」など、性別を問わず教育を受ける権利を有すること、が定められた。これを受け教育基本法（1947年3月制定）の第3条では男女平等に教育機会が保障され、また第5条では男女共学が認められた。これらにより、上述した戦前の女性の教育に対する差別は撤廃され、制度面では機会均等化が実現し、学校段階での特性教育は否定され、教育内容・水準面でも男女の別は無くなった。また、大学教育の面でも男女の機会が平等となり、大学が共学化とともに、女子大学の設立も認められた。

本研究では戦前の女性に対する特性的な教育の象徴としての高等女学校教育に着目し、その理念、教科課程、教科外課程の3点を総合的に捉え、明治後期から大正デモクラシー期における時期の女子中等教育の特質の一端を究明しようとするものである。

はじめに、本研究のテーマの全体的構造と検討課題を明確にする意味から、明治初期から高等女学校が制度的に確立した1900（明治33）年前後、さらには大正デモクラシー期における女子中等教育歴史について、その理念と制度的を中心に概観しておきたい。

日本で「良妻賢母」という言葉が用いられ始めたのは明治以降のことであり、中村正直

が 1875 (明治 8) 年の『明六雑誌』上で文明開化のシンボルとして用いたのが最初とされている。明治啓蒙期において中村正直は、女性には単に子どもを産むという性別役割を超えて、子どもを愛し、育て、しつけるという社会的役割を与えるべきであり、健康な次代を育成する賢母教育を日本社会の近代化の観点から提唱した。1880 年代末には、その思想を引き継いだ森有礼が近代国家体制確立の見地から女性を国家の一員とする良妻賢母教育を唱え、さらに 1890 年代の末には国家的観点から儒教的な女徳が強調された良妻賢母教育が主張されるようになった。つまり、明治啓蒙期には、西欧の影響を受け近代的、開明的な賢母教育觀から、1880 年代末には女性を近代国家に位置づける国家主義的良妻賢母觀に移り、日清戦争を経た 1890 年代末には「国家主義的」「家父長的」「儒教的」な良妻賢母觀へと変化してきたのであった。おおよそこのように変遷し、確立してきた女子教育理念は、1899 (明治 32) 年の高等女学校制度の確立とともに、国家公認の理念として位置づけられることになった。

上述したように、良妻賢母は、戦前期を通じてほぼ一貫して女子中等教育の理念として存在し続けた。大正デモクラシー期、第二次世界大戦の時期に若干の変化が見られるが、この理念は戦前における国家公認の理想の女性像として機能し、女性の生き方を強く規制してきた。

続いて高等女学校制度について概観すると、良妻賢母教育を具体化する女子中等教育機関としての高等女学校が 1899 (明治 32) 年に制度化された。高等女学校の制度及びそこにおける教育は、本論でも詳細に検討するように、教育目的は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ものであり、教科課程は良妻賢母を育成するため、学科目の構成面や水準の面で男性の中学校とは明確に異なるものであった。

次に、本研究が対象とする時期及び時期設定の理由について述べる。時期としては、明治半ば以降の高等女学校制度の確立する時期から大正デモクラシー期までを対象にし、これら二つの時期を区分して考察する。明治半ば以降は、1898 (明治 31) 年の「民法」親族・相続編の公布によって「家父的」な家族制度が確立するとともに、その思想の下に高等女学校制度が確立し、その理念が良妻賢母として確立した時期であり、本研究では良妻賢母教育の開始の時期に着目する。第 2 の時期としての大正デモクラシー期は、民主的で自由な傾向が潮流となった時期であり、女性に関してはいわゆる婦人問題が社会の注目を集め、女性の諸権利の承認、地位の向上、母性の保護などが論議され、従来の女性觀に変容がもたらされた。また、都市部では新中間層が形成され、従来の 3 世代が同居する家族以外に夫婦を中心とした家庭が現れた時期であった。さらには、第一次世界大戦の影響を受け、女性の能力の向上を国家的觀点から求める論も主張された。また、女子中等教育の量的拡大が進むとともに、高等教育への進学者も増加した。こうした時期において、1900 (明治 33) 年前後に確立した女子中等教育理念としての家族主義的な良妻賢母にも批判の声が出され、また制度面でも改革が求められたのであり、本研究ではこうした時期の変化に着目する。なお、大正デモクラシー期の始期と終期については諸説あるが、本研究では明治末

年から 1930（昭和 5）年頃までと設定する。

対象の時期としては、1930 年代から 1945（昭和 20）年までのいわゆる戦時期における高等女学校教育の軍国主義化の時期も、設定可能ではある。しかし、社会背景も大きく異なり、これ自体が 1 つの研究テーマであり、筆者としては機会を改めてこの時期を研究することにしたい。

本研究の主要な視点として、以下の 2 点を設定する。

第 1 に、①良妻賢母理念の構造的分析、②修身教科書の分析、③教科外教育などの学校生活における教育の実態の検討などを行い、これらを総合的に捉える。

第 2 に、良妻賢母理念の確立期と大正デモクラシー期の理念の変容を考察するとともに、その変容が修身教科書や校長訓話・校訓などの教科外の教育へどのように影響したのかを明らかにする。

第 1 の視点を設定した理由は、従来の良妻賢母教育に関する研究の多くは理念の成立過程の考察にとどまり、教育内容や学校生活も含めた良妻賢母教育を総合的に捉え、その全体を構造的に明らかにする研究は、未開拓となっているためである。すなわち、その理念が教科書、特に修身教科書にどのように投影され、学校生活の実態がどうであったのかを含めて一体的に考察しなければ、真に良妻賢母教育の本質を究明したことにはならないと考える。なお、高等女学校の教科の中から特に修身科を選択する理由は、後にも述べるが、高等女学校の教科で最も重視され、良妻賢母的素養を育てるに重点を置いた教科であるためである。

このような視点から本研究では、良妻賢母教育についての理念の構造的分析、教育内容の分析、そして学校生活における教育の実態を分析し、全体的に考察し、良妻賢母教育の歴史的意義と特質を総合的に究明する。具体的には、理念としての良妻賢母が実際にはどのような教育を通じて具体化されたのかについて、高等女学校の修身教科書に描かれた素養や女性像の分析を行う。さらには、理念としての良妻賢母が校長訓話・校訓、生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体でどのように行われたのかに着目する。

第 2 の視点を設定した理由は、従来の良妻賢母研究が明治後期に集中する傾向が見られるためであり、本研究では良妻賢母教育の確立期だけではなく、大正デモクラシー期における女性像などの変容に注目する。このように、本研究では、考察時期を良妻賢母の確立期である明治後期から、女性参政権問題や女性の職業への進出などの婦人問題が登場した大正デモクラシー期までを対象とし、その時代的変遷に着目する。より具体的に示すと、第一次世界大戦後の大正デモクラシーの高揚期には自由主義的な思潮が広がり、さらには女性の新しい生き方を模索し、その社会的地位や権利の承認を求める婦人問題も大きな社会的関心を集めていた。そして実際に女性の職業的・社会的進出が拡大していた。このような、女性をめぐる新たな変化が女子教育界にも大きな影響を及ぼしたのである。本研究は、このような婦人問題の登場に伴い女子教育界において具体的にどのような変化があったのかに着目し、明治後期から大正デモクラシー期に至る時代的変遷に焦点をあてる。

本研究は、以上述べたような女子中等教育の明治期における確立期と大正デモクラシー期における変容に着目し、理念、教育内容、教科外教育の3者を分析し、さらにはそれらを総合的に捉えて、良妻賢母教育の本質を総合的に究明することを課題としている。

本研究の特色及び意義としては、以下の4点をあげることができる。

第1に、先行研究のほとんどが研究対象としていない、高等女学校の教科外教育（校長訓話・県知事の式辞；校訓・生徒心得、寄宿舎生活など）における良妻賢母教育の実態を明らかにする点である。例えば、札幌高等女学校の一校長は生徒に女性の理想像を「中流社会の一家の主婦となり、良妻賢母たるべき重き任務を尽すべき」と生徒に訓示し、また新潟県立長岡高等女学校の寄宿舎の舍訓では「常に女徳を修養」することを求めていた。本研究の特色は、このような教科外教育における良妻賢母教育の実態を実証的に明らかにすることにある。

第2に、高等女学校の修身教科書の分析を通じて、女子教育理念が教科書の中にどのように反映されていたのかを明らかにする。上で簡単に記したように、高等女学校の教科から修身を取り上げる理由は、修身が筆頭教科であつただけでなく、1911（明治44）年の高等女学校及び実科高等女学校教授要目で「本邦古来ノ女子ノ美風ニ鑑ミテ適切ナル教授ヲ為シ婦徳ヲ養成センコトヲ力メ殊ニ『家』ニ就キテハ意ヲ用ヒテ教授センコトヲ要ス」、かつ実践的な「諸徳ノ涵養ヲカメンコトヲ要ス」と示されたように、修身は高等女学校の諸科目の中で女性の徳性を育てる上で最も重要視されていた科目と考えられるからである。また、修身教科書は文部省の検定を受けたものでなければならず、修身教科書を分析することによって文部省公認の良妻賢母像を明らかにすることも言えよう。

修身教科書の分析は第2章と第5章で行うが、あらかじめその記述の一端を確認すると、例えば1902（明治35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』（「夫を補助すべきこと」卷三の第6課）では、「婦人は夫に対して忠実なるのみならず、又夫を補助して其事業を完うせしむるやうに務めざるべからず」と妻の役割を記しており、また1925（大正14）年の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（「良妻賢母」卷四の第9課）では「人の妻となり、夫を助けて一家を治め、又其の子女の教養に任じて以て人格の発展を期」すべきであり、これが「所謂良妻賢母」であるとしている。

本研究の特色は、女子教育理念が教科書、特に修身教科書の中に、どのように投影されたのかを分析することにある。

第3の特色としては、良妻賢母思想の確立期である明治後期から、女性参政権問題や女性の職業への進出などの婦人問題が登場した大正デモクラシー期までを対象とし、その時代的変遷に着目する点をあげることができる。第一次世界大戦の影響や婦人問題の登場による様々な社会背景の下で、女性観に一定の変容が見られたが、これらの影響を受けて良妻賢母理念の変革が求められ、また教育内容や高等女学校制度にも改革が求められた。これらの変化について、高等女学校長などの意見を中心に検討する。

さらにこの時期には、高等女学校の修業年限延長、女子中学校への名称変更、教育内容

の変更、さらには女性の高等教育制度の確立を含む、高等女学校の制度的改革が求められたが、この点についての高等女学校長らの要望なども明らかにする。全体として、この時期における良妻賢母教育の内容的特質とその変容の一側面を究明する点を特色としている。

第4の特色は、女子中等教育の理念である良妻賢母の分析、教科書の分析、教科外教育の学校生活の実態、の3者を総合的に捉え、高等女学校の教育ができるだけ実態的に究明する点である。

以上の研究を進めるため、各都道府県の元高等女学校や県立図書館に所蔵されている高等女学校関係資料の全国的調査を行い、実証的に研究課題を明らかにしたいと考える。

改めて本研究の研究課題をまとめる形で示すと、以下のようなになる。

①明治後期から昭和初年までの時期を対象として、女子中等教育理念としての良妻賢母理念とその構造、修身教科書に描かれた良妻賢母的素養、校長訓話や生徒心得など教科外教育の実態を中心に分析し、

②さらに、これらの3者を総合的に捉えるとともに、時期的な変化や連続性に着目し、

③高等女学校で行われた良妻賢母教育の実態の一側面やその特徴を究明するものである。

この他、良妻賢母教育を受けた生徒の受容についても、できるだけ明らかにしたい。また、女性像の変容をもたらした時代背景についても探ることにする。

次に、以上の研究課題を明らかにするための分析の枠組みについて述べる。

(1) 良妻賢母理念について、その成立・展開・変容といった時代的変遷及び時期ごとの特質を明らかにする。ことに、1900（明治33）年前後の理念の成立と大正デモクラシー期における女性像の変容に伴う理念の変容を対比的に捉える。また、良妻賢母の理論的構造、要素を分析する。

すなわち、明治初期の賢母論から森有礼の良妻賢母論などを分析し、その成立過程を明らかにする。さらには、1890年代後半以降の女子中等教育制度確立期における文部省による良妻賢母理念の公認化とその内容を考察する。また、良妻賢母理念確立後の1900年代以降の教育家による多様な女子教育論を分析する。良妻賢母の理念が成立した社会的背景の検討も含め、以上の考察を踏まえ、良妻賢母の理論的構造を明らかにする。

ついで、大正デモクラシー期の良妻賢母をめぐる論議に着目し、婦人問題が顕在化した時期において、良妻賢母理念に対する批判や修正を求める意見を考察する。その際、社会的背景や婦人問題との関係に注目し、類型化して考察する。また、従来の良妻賢母理念が堅持された点についても確認する。

以上のように、理念については、①良妻賢母の理念が成立した社会的背景、②理念の構造、③大正デモクラシー期の女性像の変容を受けた後の議論、の3点の分析に重点を置く。

なお、理念としての良妻賢母については、後述するように、先行研究の蓄積が豊富であり、本研究では、教育内容や教科外教育と関連づけて考察することから、良妻賢母理念において女性がどのような素養を身につけるべきと説かれていたかに重点を置く。

良妻賢母をめぐる時期的变化については、特に、女性観の変化とその時代的背景の下で、

女子教育の改善をめぐる全国高等女学校長会議での改革動向に着目する。高等女学校長会議は、1914（大正3）年から1930（昭和5）年まで開催されているが、特に大正デモクラシーの時期においては、高等女学校の教育理念や学校制度に対する改善要求を活発に行っていた。これらの会議で校長らは、従来の良妻賢母理念をどのように捉え、また女性の職業問題、社会的地位などの婦人問題にどのような姿勢をとったのであろうか。また校長らは、この時期、教育内容や高等女学校制度をどのように改めようとしたのかも明らかにしたい。さらには、女性の大学教育の制度化までが展望されていた時期、女子高等教育の中に高等女学校をどのように位置づけようとしたのであろうか。これらについては、主に『全国高等女学校長会議録』を用いて分析する。

さらには、『教育時論』『婦人公論』『帝国教育』などの雑誌の分析を通じて、高等女学校長以外の女子教育関係者の良妻賢母の改革要求を明らかにする。特に、良妻賢母教育への批判にも着目する。

(2) 理念としての良妻賢母が実際にはどのような教育を通じて具体化されたのかについて、高等女学校の修身教科書に描かれた良妻賢母的素養や女性像の分析を行う。

既述したように、一般的に理念は教育内容や教材として具体化され、教授・学習されることによって意味をもつことになる。このため、理念としての良妻賢母がどのような素養として教材化され、教科書に記述されていたかの分析は、高等女学校教育の実態の一側面を明らかにする上で重要な意義をもつと言える。このような視点の下で、本研究においては、修身教科書を軸とした良妻賢母教育の実際と特質の一端を明らかにするために、分析項目として以下の点を設定する。すなわち、明治後期及び大正半ば以降の高等女学校修身教科書と実際に教員が用いた教授法書を対象として、第1に教科書に記述された良妻賢母的素養の分析と教科書間の内容の比較、第2に教科書と教授法書の対比による授業内容の分析、さらには明治後期の教科書記述と大正後期の教科書記述を対比的に分析し、時代の変化に伴う良妻賢母的素養の分析を行う。

第1点に関しては、沢柳政太郎・下田次郎・井上哲次郎などによる、当時の代表的とも言える教科書を分析するが、分析項目として家族内の女性の地位・役割、女性の本分、職業、婦人問題、人格教育等の記述に特に注目する。

第2点については、教科書だけでなく教授法書も分析し、教科書執筆者が教材にどのような意図を込めていたかも把握することも試みたい。さらに、教育雑誌上の修身教科書に対する論調なども検討し、修身教科書や高等女学校教育に対する要望も明らかにする。さらに、教科書をどのように教授することが期待されていたのかを、教授法書により明らかにする。具体的には、1926（大正15）年出版の下田次郎編『女子新修身書教授備考』（改訂版）の内容を同一著者の教科書記述と対比的に分析する。③の大正デモクラシー期の女性像の変容に関しては、明治後期の高等女学校教育確立期の教科書における良妻賢母的素養を明らかにし、さらには婦人問題の顕在化などによる大正デモクラシー期における女性観の変容が教科書にどのように反映されたのかに着目する。これにより、二つの時期の変

化と堅持された要素を明らかにできるものと考える。

さらには、修身教科書に対する意見を分析し、教科書の記述内容を相対的に把握する。具体的には、『婦人公論』、『教育時論』等に掲載された修身教科書などへの批判的意見を分析し、教科書の記述内容の客観的位置づけを行う。

(3) 校長訓話・県知事の式辞、校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体で展開された良妻賢母教育の実態を明らかにする。従来の先行研究では、ほとんど教科外教育における良妻賢母の実態的分析は行われていないことから、本研究ではこの点を重視する。

校長の訓話は、学校の管理責任者としての校長が卒業式・入学式・創立記念日式典などの儀式の機会を利用し、当該学校の教育理念や自己の教育方針などを述べるものであり、生徒の人間形成に大きな影響を及ぼすこととなる。このような校長訓話では、良妻賢母の理念の重要性を説き、そのための心構えを説くことが少なくなかったことから、筆者は校長訓話、さらには学校設置者である県知事などの訓辞の内容に着目する。一方、生徒心得とは、学校生活の規則や「訓育」的なものを主な内容とし、生徒心得の指導としては、主に修身や朝会などの時間に教員から行われたとされている。このような生徒心得は、生徒の高等女学校生活の規律的規範を示すものであり、良妻賢母的な要素も色濃く含まれていた。

本研究では、このような学校生活を規定していた校長訓話や生徒心得、さらには寮生活などの教育的な意義を解明するため、以下の4項目に分けて検討する。①個別学校の高等女学校長訓話・県知事の告辞などを分析することにより、国の女子中等教育理念の浸透状況や学校ごとの教育方針を明らかにする。②個別学校で制定された校訓、生徒心得、諸規則を分析し、その特徴を明らかにする。③寄宿舎の生活を中心に学校生活の集団生活の中でどのような良妻賢母教育が行われたのか、その実態を検証する。これら3点について検討し、教科外教育における良妻賢母教育の実態を究明する。特に上記の①から③について、時期的变化に着目する。

(4) 学校で行われてきた良妻賢母教育を女子生徒がどのように受け止めたのかなど、女子生徒の受容について、反発も含めて総合的に考察する。例えば、1917（大正6）年の埼玉県立浦和第一高等女学校のある卒業生は「私は女子としての性を全うする事が私の道」とあると記し、女性としての天職を努める堅い決心を示している。また、1925（大正14）年の長野県諏訪郡平野高等女学校のある卒業生は、当時の学校教育は「特別な教育などなく、日本古来の風潮であった良妻賢母を育てること」に重点が置かれたと回顧している。このように主に卒業式での生徒答辞、校友会雑誌などに見られる生徒の作文などを用いて、学校教育への受け止め状況を検討し、高等女学校で行われてきた良妻賢母教育が女性の生き方に与えた影響などを含めた社会的役割に及ぼした影響について考察する。すなわち、『校友会誌』や『同窓会誌』などの分析により女子生徒の良妻賢母教育の受容状況についても検討し、良妻賢母教育が女子生徒の生き方や社会的役割にどのような影響を及ぼしたのかを考察する。当然のことながら、単純な受容だけでなく、女子生徒や社会から見た高

等女学校教育や良妻賢母理念に対する反対論も分析する。この点については、主に『婦人公論』の掲載記事を用いて分析する。

なお、本研究は、男女共同参画社会の実現を目指される今日、女性の中等教育の在り方を検討する際の一つの歴史的素材を提供することになると考える。すなわち、理念・教育内容・学校生活を総合的に捉え、特性教育として展開されてきた女子中等教育の実態究明を試みる本研究は、今日の中等教育を考える際の基盤としての意義を有するものと考える。

さらに、本研究で用語について記すと、引用の場合を除いて「婦人」という用語は用いず、「女性」と記す。また「女子」「男子」についても、引用や慣用的な用い方を除いて、女性、男性と記すことにする。

二 構成と概要

本研究は、以下のように、序章、6つの章及び終章から構成される。

目 次

序 章

- 一 本研究の課題と分析の枠組
- 二 先行研究の検討
- 三 構成と概要

第1章 良妻賢母理念の形成と女子中等教育制度

- 第1節 良妻賢母理念の形成過程
- 第2節 女子中等教育制度の確立
- 第3節 明治後期の教育家の女子教育論

第2章 明治後期の高等女学校修身教科書に見る良妻賢母的素養

- 第1節 高等女学校の教育課程の構造
- 第2節 修身教科書に見る良妻賢母的素養

第3章 明治後期の学校生活に見る良妻賢母教育

- 第1節 校長・知事などの訓辞に見る女子中等教育方針
- 第2節 校訓及び生徒心得における良妻賢母理念
- 第3節 寄宿舎生活などに見る良妻賢母教育の実態
- 第4節 高等女学校教育に対する女子生徒の受容

第4章 「婦人問題」の登場と良妻賢母理念の変容

- 第1節 大正前期における女子中等教育の状況と政策
- 第2節 大正デモクラシー期における新たな女子教育理念の模索
- 第3節 高等女学校の制度的改革要求

第5章 大正・昭和初期の修身教科書に見る女性像の変容

- 第1節 修身科の法規上の改正

第2節 沢柳政太郎編『改訂修身教科書』(1924年)に見る良妻賢母的素養
第3節 下田次郎編『女子新修身書』改訂版(1925年)に見る良妻賢母的素養
第4節 井上哲次郎編『井上女子修身教科書』(1925年)に見る良妻賢母的素養
第5節 教育内容への改革要求
第6章 大正・昭和初期の学校生活における女子中等教育
第1節 校長訓話・知事訓辞などに見る女子中等教育方針
第2節 学校生活における女子中等教育の実態
第3節 高等女学校教育に対する女子生徒の受け止め方
終 章
図・表一覧
文献目録一覧

次に、6つの章の概要とその課題を示すと、以下の通りである。

第1章「良妻賢母理念の形成とその構造」では、明治初期から明治後半までの時期を対象として、女性の教育理念の形成過程を社会的背景の中で捉えるとともに、理念の構造を究明する。さらには、1899（明治32）年の高等女学校の制度的な確立と、教育課程を中心にその制度的な特徴を究明する。本章の第1の課題は、明治初期から中期かけての良妻賢母思想の形成過程、1900年（明治33）年前後の国家による良妻賢母理論の公認に至る、良妻賢母理念の全体的な形成過程を明らかにすることにある。その際、国家による良妻賢母論の公認とその論理に重点を置く。第2の課題は、高等女学校令の制定とその制度的確立、さらには実科高等女学校の制度化について分析することにある。第3の課題は、高等女学校の教育目的とその教育内容の特徴について、中学校のそれとの比較を交えて明らかにすることにある。その他、1900年代以降に女子教育関係者により唱えられた多様な女子中等教育論についても検討する。

第2章「明治後期の高等女学校修身教科書に見る良妻賢母教育」では、主に1900（明治33）年から1907（明治40）年までを対象として、高等女学校の修身科を中心として、高等女学校における良妻賢母教育の内実について考察する。すなわち、本章では実際の高等女学校の教育において、どのような教材で良妻賢母教育の理念が具体化されようとしたのかを究明することを課題としている。逆に言えば、女子中等教育理念としての良妻賢母が修身教科書の中にどのように投影され、どのような資質形成として教材化されていたのかを明らかにすることになる。なお、高等女学校の科目の中で修身教科書を分析対象とするが、その理由は、既に述べたように高等女学校の諸科目の中で女性の徳性を育てる上で最も重要視されていた科目であるためである。教科書分析の前提として、高等女学校の教育科目の構造を教授要目によって分析するとともに、中学校の教育内容との相違にも着目し、その学科目の特徴を考察する。それによって、高等女学校の教育内容の特徴を明らかにする。

なお、教科書としては、文部省編纂の修身教科書、井上哲次郎編の修身教科書を取り上げ、これらの教科書中の良妻賢母的な素養を分析する。なお、教科書分析の項目としては、高等女学校教授要目に示された個人・家族・社会・国家道徳に関する教材、国際関係や人類に対する教材の6つの分類を設定し、卷一（第1学年）から上級用（第5学年）までを対象として分析する。

第3章「明治後期の学校生活に見る良妻賢母教育」では、第1章と第2章での考察を踏まえ、高等女学校における教育課程外、今日の教科外課程とも言うべき場で行われた良妻賢母教育の実態について分析する。本章では教育課程外の側面に焦点をあてて、高等女学校における良妻賢母教育の実態の一侧面を明らかにすることをねらいとしている。はじめに、校長訓話や県知事等の訓辞に見る女子中等教育方針を分析し、次に校訓及び生徒心得における教育理念、さらには寄宿舎生活などに見る良妻賢母教育の実態を分析する。これらを分析する資料としては、主に各学校の沿革史、校友会誌、同窓会誌、学校一覧などを用いる。

第4章「『婦人問題』の登場と良妻賢母理念の変容」では、高等女学校の量的拡大を踏まえ、第一次世界大戦後の認識の変化、大正デモクラシーの時代潮流、婦人問題の顕在化などの影響を受けて、女性像が変容した時期における女子中等教育の変化を明らかにする。大正期における良妻賢母理念をめぐる議論を分析する前提として、女性像の変容を時代背景も含めて分析する。一方、政府の諮問会議である臨時教育会議における女子教育論議について、特に家族国家観との関係を中心に分析する。

この時期の女子中等教育理論の変化については、主に全国高等女学校長会議での議論を中心に詳細に分析し、変化した部分と明治以来堅持された部分を明らかにする。さらには、『帝国教育』『教育時論』『婦人公論』などのマスコミによる良妻賢母理念の内実を明らかにする。それらを踏まえ、この時期における制度改革要求を考察する。制度改革の中心は、①名称変更、修業年限の延長などの制度改革、②教育内容の改革、③女子高等教育体系の確立、などがあったが、それらの要求について、主に高等女学校長会議での議論を中心に明らかにする。

第5章「大正・昭和初期の修身教科書に見る理念の変容」では、前章のような第一次世界大戦や大正デモクラシーの影響、さらには婦人問題の顕在化に伴う女性像の影響を受けた修身教科書の記述の変化を明らかにする。すなわち、大正デモクラシー期における良妻賢母教育の内容的特質や女性像の変容の一端を明らかにすることを目的としている。特に、第4章で考察するような、1920（大正9）年前後における女性観の変容が高等女学校の修身教科書にどのような変化をもたらしたのかという観点、さらには影響を受けずに堅持された素養はどのようなものであったのかという、2つの観点から分析し、この時期における良妻賢母教育の内容的特質とその変容の一侧面を究明する。

第6章「大正・昭和初期における学校生活に見る女子中等教育理念」では、大正デモクラシー期の学校生活全般における教育に着目し、校長・学校関係者の訓話・訓示や県知事

の式辞、校訓、生徒心得や寄宿舎生活などに見られる教育の実際を分析し、理念としての良妻賢母が具体的にどのような素養や女性像として語られ、どのような教育によって実現されようとしていたのかを明らかにする。そして、このような学校教育を生徒たちはどのように受け止めていたのかなどについて検討する。

終章では研究全体を総括し、近代日本の女子中等教育理念である良妻賢母理念とその実態を一体的に究明する。そして、最後に今後の研究課題を提示したい。

上述した研究目的を達成する方法としては、関連する資料分析が中心となる。主な資料としては、①元高等女学校所蔵の学内文書（高等女学校要覧、同窓会誌、校友会誌等）、②国立国会図書館や各県立図書館所蔵の全国各高等女学校沿革史、③新聞・雑誌記事、などを用いて実証的に考察を行う。

三 考察結果

本研究では、女子中等教育としての高等女学校制度が確立した 1900（明治 33）年前後から、女性像の変容が見られた大正デモクラシー期までを対象として、女子教育理念としての「良妻賢母」の形成過程とその構造的分析を行うとともに、その思想に基づく高等女学校の制度的成立とその内実について検討した。また、高等女学校の修身教科書を対象として、教材に描かれた良妻賢母的素養について分析するとともに、教科外教育における良妻賢母教育の実態を検討した。このように、本研究では良妻賢母教育の理論的側面と教育内容の側面、そして学校生活の実態の 3 者を総合的に考察するとともに、さらには 3 者の時期的变化にも着目し、良妻賢母教育の歴史的意義とその特質を明らかにしようとした。

本研究の考察結果を章ごとにまとめると、おおよそ以下のようになる。

第 1 章では、明治初期以降の良妻賢母教育思想の形成及び 1900（明治 33）年前後における国家公認の理念として位置づけられるまでの過程とその理論の特徴について考察した。良妻賢母教育の理論に関しては、中村正直・森有礼・樺山資紀の女子教育理論を検討した。また、女子中等教育機関としての高等女学校及び実科高等女学校制度について検討した。最後に、高等女学校の制度が確立した 1900（明治 33）年以降の女子教育界に重要な影響を与えた 3 人の教育家が提起した女子中等教育論について分析した。

第 1 節では、良妻賢母理念の形成過程について検討した。すなわち、1880（明治 13）年前後の時期において、中村正直は健康な次世代の育成を目的とする母親の役割を重視し、社会の近代化の観点から女子教育の必要性を提唱した。そして、1880 年代末には森有礼によつて、国家的見地から、子どもの教育と結びつけた賢母の役割を重視する、賢母・良妻たる気質才能の養成を目的とした女子教育の必要性が主張された。

1890 年代以降には近代国家体制が確立され、その下で徐々に良妻賢母思想が国家公認の女子中等教育理念として定着するようになる。すなわち、1890（明治 23）年 10 月の教育勅語の発布や 1898（明治 31）年の家父長專制の民法親族・相続編の公布によって家族制度が確立し、さらには 1894・95（明治 27・28）年の日清戦争、1895（明治 28）年の三国干

涉、そして 1904・05（明治 37・38）年の日露戦争という時代状況において、政府は家族制度を定着させ、女性の戦争への協力、国策への協力を次第に強く求めるようになる。このような時代的背景の下で、政府は女性の中等教育の整備を進め、1899（明治 32）年に女子中等教育機関としての高等女学校を制度化した。文相樺山資紀は、家族制度の下で男性に仕える従属的な女子教育論を唱え、国家的観点から「優美高尚ノ氣風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養」するとともに、「生活ニ必需ナル学術技芸」を目的とした女子教育を提唱した。文部省はこれを国家公認の女子教育理念として設定し、女子中等教育制度を整備したのであった。そして、高等女学校において教科や学校生活全般を通じて良妻賢母教育が徹底されることになる。

しかし、1900（明治 33）年前後に確立した良妻賢母思想が欧米の女性観に基づく「近代思想」を土台としていたことも事実であった。明治期には子を育て、教育する役割が初めて女性に期待され、単に夫や舅姑に従順であるだけでなく、家事の責任を持ち、家政を管理することが良妻の条件となった。あるいはまた、知識による内助や「高い」道徳性の発揮もが女性に求められていたことは、本文で指摘した通りであった。すなわち、小山静子が指摘するように、良妻賢母思想の確立は、男女を対極的存在とみなす男女観や「男子は外で仕事」「女は家庭で内助」という近代的な性別役割分業論に即応した形での、期待される女性像の確立であったことを意味している。そして、その性別役割分業観は、生産と再生産、すなわち職場と家庭とかが分離し、公と私の領域が形作られる近代社会成立の条件ともいべきものであった。この意味で、「良妻賢母」というイデオロギーは近代社会の形成において不可欠のものであり、女を近代国家の国民として統合していく際のキー観念だったと言えよう。

第 2 節では、第 1 節の考察を踏まえ、良妻賢母思想を具体化する女子中等教育機関としての高等女学校の制度的確立、教育内容を中心に分析した。また、女子中等教育制度の複線としての実科高等女学校についても検討した。

高等女学校の制度的確立について見ると、1891（明治 24）年に高等女学校は尋常中学校の一種とする女子中等教育機関として法制化され、性別に分離した独自の女子教育体系が作られた。1893（明治 26）年には、文部大臣井上毅が女子中等教育の制度化に着手し、高等女学校制度の骨組を作り上げた。そして、1895（明治 28）年には高等女学校に関する独立した初めての法規として「高等女学校規程」が定められ、学科課程、修業年限、入学資格、毎週の教授時数などが規定され、それにより初めて高等女学校が法的に制度化された。しかし、その教育内容は家庭内に限られた家政技能を中心とし、しつけ教育、初步的な数学と理科の内容で構成されるにとどまっていた。そして、法的整備の完成として 1899（明治 32）年に「高等女学校令」が公布され、同令では「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことを目的と定め、男子の中学校と同じく「高等普通教育」機関として法令上に位置づけた。これにより、1903（明治 36）年までに全国に公立の高等女学校が次々と設立された。政府の高等女学校制度化の意図は、1898（明治 31）年 11 月の文部大臣樺山資紀による総

理大臣への高等女学校令制定の請議文に記されている。その中で樺山は、進学希望者が増加しているにもかかわらず、高等女学校数は依然として少なく、このため進学を諦めたり、不完全な女学校に入学したり、キリスト教系女学校に入るなど、「遺憾」の状況にあるとする。そして、国が法的に整備しなければ女子高等普通教育の普及が期待できないだけでなく、本来の女子教育の趣旨を誤る結果になると説いた。さらに中学校令の条文に高等女学校を定めている点は教育制度上の欠点であり、独自の勅令として高等女学校令を定めたいと、その趣旨を説明している。また、深谷昌志はこの時期の国家による女子教育振興の原因として、①日清戦争の体験、②条約改正、内地難居の問題、③婦人労働者の質的な変化の側面を指摘している。

その後、1901（明治34）年に高等女学校施行規則、1903（明治36）年に高等女学校教授要目が制定され、高等女学校は法的側面で著しく整備された。さらに1908（明治41）年、文部省は地方の実情にあわせて裁縫と女訓を伝達する実科主体の学校を、現行の普通教育主体の学校に加える方針を決定し、実科高等女学校の制度を設けた。このように、従前の「技芸専修科」を改組して新たに実科高等女学校とし、女子中等教育の一類型として実科高等女学校を制度化した。

第3節では、高等女学校の制度確立後の1900年代に、女子教育界に影響を与えた3人の女子教育家・教育学者が唱えた女子教育論について検討した。ここでは、本研究の分析視点に基づき、主に女子中等教育の目的と良妻賢母を育成するための教育について検討した。考察の結果としては、おおよそ男女の身体的相違を基盤として、女性の役割を妻・母に置く性別役割論を展開する点で共通していた。男性は外で賃金を獲得し、女性は家庭内で良妻・賢母としての役割を十分に果たすことを求めていた。さらに、女性の教育の目的は、このような女性の役割を遂行する資質、すなわち良妻賢母を育成することにあるとする点でも共通している。そして、女性の身につけるべき資質として、夫への従順や献身、舅・姑としての父母への献身、さらには子どもへの教育などがあげられていた。個人によって理想的な良妻賢母の素養は若干異なっていたが、家庭の安定が国家の発展に結びつき、その家庭を立派に維持する役割が強調されていた。ただ、女性の社会や国家への貢献が直接的ではなく、家庭内役割を十分に遂行するという間接的な点にとどまっていることが、この時代の特徴と言えよう。

さらに言えば、これらの論からは、第4章で考察したような、大正デモクラシーの思潮や婦人運動の顕在化により、良妻賢母主義に疑問が出されるような状況以前の「純粋」とも言える「良妻賢母」教育へのゆるぎない確信を読み取ることができる。女性の職業問題や婦人問題、さらには男女の平等性に着目した人格主義の教育論が唱えられる以前の良妻賢母論であったと言える。いずれにしても、1900（明治33）年前後に政府によって公認の女子中等教育理念と位置づけられた良妻賢母が、民間の女子教育家や教育学者によって支持され、理論的に補完されて、1900年代以降の日本社会に広く流布していたことが確認できた。

第2章では、第1章で考察した理念としての良妻賢母が実際にどのような教材を通じて具体化されたのかに着目し、修身教科書に描かれた良妻賢母的素養、女性像について分析した。本章では、1902（明治35）年の文部省編纂と1907（明治40）年の井上哲次郎編の修身教科書2冊を対象として、それぞれの修身教科書に記された良妻賢母的素養を分析した。なお、教科書分析の項目としては、1903（明治36）年の高等女学校教授要目に示された個人・家族・社会・国家道徳に関する教材、国際関係や人類に対する教材の6つの分類を設定して考察した。

第1節では、高等女学校と中学校の学科目表について比較分析し、高等女学校の教育課程の特徴を明らかにした。また、1903（明治36）年の「高等女学校教授要目」や1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に定められた修身科の内容を分析するとともに、1911（明治44）年までの修身教科書の発行状況についても確認した。そして修身科の授業担当者が主に校長であったこと、各校が定めた修身科教授方針が文部省の教授要目にそうものであったことなどを明らかにした。また、1週間の時間割表中の修身の位置づけなども確認した。検討の結果、高等女学校では、家庭婦人としてふさわしい知識や技能・態度の育成という完成教育を第1の目的としており、修身を中心を置きながら、家事・裁縫・手芸などの女子的技芸科目が重視されていた。すなわち、男性の中学校では将来高等教育への進学を前提としてより高度な内容を学習し、生徒の知的能力の形成と社会的視野を広げることを目的とする教育を行っていたのに対して、高等女学校では将来ほとんどの卒業生が家庭主婦になることを前提として、家庭内に限られた態度や技能の習得を中心に、しつけを重んじていたと言えよう。高等女学校教育の最終的目的は、家庭に入ることを前提とする教育を行い、将来の良妻賢母の育成にあり、それに対応した教科課程が設定されていたのである。

次に、修身教科書を分析する前提として1903（明治36）年の「高等女学校教授要目」と1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に定められた修身科の内容を分析した。ここでは、個人、家族、そして社会・国家まで幅広い領域に及ぶ事項を示し、それに基づいて修身を教授することが規定されていたことが確認できた。続けて、修身科の授業担当者や目的・意義及びその実際の教授様式についても検討した。

第2節では、1902（明治35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』と1907（明治40）年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』の2冊を取り上げ、それぞれの修身教科書に記された良妻賢母的素養を分析し、各自の教科書で描かれた良妻賢母像を明らかにした。

まず、1902（明治35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』について分析した。個人道徳に関する教材では、貞操や柔軟、質素などの女性の徳目を強調する教材がほとんどであり、儒教的道徳の色彩をもつ個人道徳の修養が求められていることが明らかである。典型的なものとしては、「人の妻となりて後は、第一に貞節の操を守らざるべからず」（巻三の第4課「貞操なるべきこと」）と記した教材をあげることができる。

また、家族道徳に関する教材では、家族の一員として女性が父母に対して孝道を行い、

夫に対して忠実を尽くし、子女に対してしつけ・教育をするなど、嫁・妻・母としての役割を務めるべきことを強調していた。例えば、「女子は他人の家に嫁ぎては、舅姑と同居するも、又は別居するも、尊敬の心を以て舅姑に事へざるべからざるなり」(卷三の第2課「舅姑を敬ふべきこと」)と舅姑との関係について記す教材があった。ほかにも、「僕婢に対する心得」(卷一の第22課)について記されているのも注目すべき点であった。

社会道徳に関しては、儒教道徳を基調しながらも、西洋道徳も取り入れられており、女性にも社会性の育を目指していた。さらに、国家道徳に関しては、兵役の重要性を自覚し、夫や子どもを通して間接的に国家に貢献する女性を理想の女性像として提示するなど、女子教育と間接的な国家の結びつきが強調されていたと言える。

以上分析した結果、1902(明治35)年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』に描かれた良妻賢母像は、妻としては夫につかえ、嫁としては舅姑・家族につかえることが強調されていた。さらに母としては子を育て、憐憫し、教育して、そして家事を整理することも重視されていた。さらには、もう一方では社会と国家に対しても間接的に力を尽くす女性こそ、国家公認の「良妻賢母」像であった。

次に、1907(明治40)年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』について分析した。例えば、個人道徳に関する教材においては「殊に女子は、夫に対して、柔軟の徳を守らんこと肝要なり」(卷二の第3篇の第4章「柔軟なるべき事」)と記した柔軟について説くほか、質素、衛生などの徳目を強調していた。ほかにも、「男子は社会の各方面に活動して人格の修養発展を求める」とすれば、女性は「妻となり、夫を助けて一家を治め、又其の子女を教養」するのが「本務」(上級用の第2篇の第1章「女子の目的」)という性別役割論に基づいて、男性は外の公的社會で役割を果たし、女性は家庭内役割の遂行に努めるべきことを説いていた。さらには、女性の独立問題について「自活の準備をなすことは、寧ろ大に奨励すべき」(上級用の第2篇の第4章「独立」)と記している。

また、家族道徳に関しては、女性としての家政管理や持操などの家族的道徳の内容を取り上げ、妻としては夫に対して忠実であるべきと説き、母としては子どもを養育する大切さとその役割を十分果たすべきとしていた。例えば、母としての役割について「慈愛・養育・教訓」(卷三の第2篇の第7章「子女」)の3つを取り上げ、子どもを養育する大切さとその役割を十分に果たすことを期待していた。そのほかにも、舅姑との関係や、兄弟姉妹との関係についても、その重要性を説いていた。さらには、女性の再婚問題に触れており、万が一不幸になった場合にも再婚については否定の考えを示していた。

そして、社会道徳に関しては、年長者や身分の高い人間に対して尊敬すべきことを説く教材が見られ、女性の社会性の育成を目指しながら、社会のマナーに対して自ら自覚を持つことを期待していたと言えよう。さらに国家道徳においては、「忠君」と「愛国」が一元化された忠君愛国の道をまつとうすべきであるという天皇制教育を浸透させようとする教材が見られるほか、子どもに兵役の義務を教えるなど、女性による国家への間接的な貢献が求められていた。

以上分析した結果、井上編の修身教科書に描かれた良妻賢母像の特徴として、第1に妻として、あるいは嫁として、夫への従順さが求められてはいたが、それが必ずしも無条件のものではなかった点をあげることができる。第2には、女性の役割を基本的には家庭内に限定しながらも、将来を担う日本国民の育成を通して間接的に国家に貢献することが求められていた点である。そのほかにも、日露戦争の影響による女性と兵役の関係や女性の再婚の問題についても論じられている。

2つの修身書を分析した結果、1900（明治33）年から1911（明治44）年までの修身教科書に描かれた良妻賢母像は、妻・嫁として夫や舅姑にひたすら従い、万が一の場合に備えて職業能力を培う面では共通点があり、国家の視点から出発して次世代の健康なる子どもを育成することを通じて女性と国家との間接的な結びを求めていたと言えよう。理念としての良妻賢母が忠実に修身教科書の教材に反映されていたと見ることができる。

第3章では、明治期の校長訓話・県知事の式辞、校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体で展開された良妻賢母教育の実態の一端を明らかにした。考察の結果をまとめると、以下の通りである。

第1節では、おおよそ1900（明治33）年以降の校長や知事などの訓話を分析した。校長の式辞では、1910（明治43）年の札幌高等女学校長の例を一典型としてあげることができる。すなわち同校長は、「品格高尚」な女性としての「徳操」を養うことが重要で、かつ国家的品位を高めるためには家庭の品位を高める必要があり、家庭の品位を高めるためには主婦の品性が重要だとする。そして、国家の運命を支える中流社会の主婦となり、良妻賢母たるべき任務を尽くすためには、生徒として学科を修め、健全な常識を養うとともに、教育勅語や戊申詔書の趣旨を奉戴し、「本校訓育の方針」を守るべき、と強調した。このように、校長や知事の訓辞の中心は教育勅語を奉戴しつつ、良妻賢母としての成長を期待することにあった。また高等女学校卒業後、ほとんどの生徒が家庭に入ることから、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった女性像が強調されていた。また知識の習得だけではなく、精神力を身につけ、一人の独立した人間に育つことを強調する側面もあった。

さらに、1900（明治33）年の千葉県立高等女学校の開校式で、知事阿部浩同は「国家の精神風俗貧富強弱は中等社会の健否如何に存在するを以て男子の中等教育と相待て女子の中等教育を奨励するは寛に目下の急務に属せり」とし、高等女学校設立の理由を「中等社会」を支える女性の育成を目指すことにあると説明していた点も注目される。このような内容は、1900年代前後に確立した樺山や菊池などの歴代文相により国家公認の女子中等教育理念とされた良妻賢母や高等女学校制度化の趣旨をほぼ踏襲したものであった。

第2節では、個別学校が定めた校訓・生徒心得を分析した。その特徴としては、例えば1901（明治34）年12月に制定された長野県立松本高等女学校の校訓で、「教育ニ關スル勅語ノ御趣旨ヲ奉戴シ温良貞淑ノ徳ヲ養フヘシ」とされたように、教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての徳目などが盛り込まれている点

に共通性が認められた。しかし、温良貞淑を中心とした良妻賢母の素養だけではなく、部分的ではあれ、女性の独立した人間性や人格の完成を求める側面があった点も注目に値する。明治期の高等女学校の校訓の全体的傾向をまとめると、国家、社会、家族、個人に加えて、多くの学校で貞淑・勤儉・女訓などの女性道徳を強調している。

校長などの訓話だけでなく、校訓においても儒教的な女性の育成を徹底していたと言えよう。このような、校訓の内容はおおよそ生徒心得に反映されて、女子生徒たちに守るべき事項として提示されていたのであった。生徒心得の例として、1899（明治32）年制定の宮崎県高等女学校の場合を見ると、「本校生徒」が遵守すべき点では、教育勅語の旨趣を奉体するとともに、「本邦女子ノ本分ヲ完フ」すること、「従順、信実、慈愛」を旨として、節操・礼讓を重んずべきこと、衣服・髪飾・所持品では「高雅清楚」であるべきことなどを定め、各条項では日常生活全般にわたる厳格で細かな内容を定めていた。

このように、各学校では教育方針・理念などを抽象的に・簡明に示した校訓を提示するほか、校訓を規則化・具体化した生徒心得を定めるなどで生徒の生活を規範化したのであった。しかも、生徒心得を生徒の主体的な心得にすりかえ、生徒自らが規律を守り、自活力を育くむかのように統制する側面もあったと言える。

第3節では、寄宿舎生活などに見る良妻賢母的教育について検討した。その特徴をまとめると、1907（明治40）年制定の埼玉県立浦和高等女学校の宿舎規則で、寄宿舎は「教室教育ト相俟チテ善良ナル風儀ヲ養ヒ品性ヲ陶冶シ学業ヲ習修セシムル所」とされたように、単なる宿泊施設ではなく、独自の教育機能を備えていたことが確認できた。そのため、寄宿舎では生活全般にわたる様々なルールを定めていたほか、個人として守るべき規則や身の回りに関する様々な事項が定めるなど、将来家庭に入ることを想定した主婦としての準備教育・実践的教育に重点が置かれていた。その一例を示すと、1906（明治39）年制定の新潟県立長岡高等女学校の「舍訓」では、皇室への遥拝、父母の写真への拝礼、勉励を定める他に、女性道徳の修養など、特に良妻賢母の素養を育成すべきことを強調している点が注目される。

このほか、舍監としての心得について定めるなど、寄宿舎は舍生と舍監が共に「仮の家庭」「模擬的家族」として共同生活を営むように努めるべきであるとされ、単に宿泊の場ではなく、教育的意味がある特殊の場であった。このため、静岡県立高等女学校の例に見るように、輪番制を導入し、食品の材料の購入から食事の支度、調理、盛り付けまで、生徒自身が行い、将来家庭に入るための実践的教育が行われていたと考えられる。また、埼玉県立浦和高等女学校では女子生徒に実業的興味を与るために、寄宿舎の一室を仮用して養蚕を試み、山口高等女学校のでは「養鶏」や「蜜蜂飼育」の教育が行われていた。

全体として高等女学校寄宿舎での教育は、「模擬的家族」生活を行い、礼儀作法を厳密に身につけさせ、家政への責任と儉約精神を育て、調理などの実習を行わせるなどし、将来の良妻賢母の基盤を形成させようとしていたと見ることができよう。一方、寄宿舎では女子生徒に対して自治・自律心を養成しようとする側面も見られたが、しかし自治・自律と

いっても、飽くまでも家庭内に限定した独立の精神の養成であることに注目すべきであつて、大正期に尊重された自治とは明確に異なるものであった。

本章の第1節から第3節までの考察全体をまとめると、校長の訓話、校訓・生徒心得、寄宿舎生活など、高等女学校の学校生活全体においては、良妻賢母教育を徹底させようとしていたことが明らかになった。すなわち、教科教育以外の学校生活全般においては、良妻賢母が理想的女性像として描かれ、女子生徒の日常生活を導き、日本国民として、また将来の良妻賢母としての精神が徹底されていたと捉えることができる。1900年代以降の高等女学校において、理想として描かれ実践された教育は、家と国家を支える「温良貞淑」な良妻賢母であることが明確であり、家族内における女性の従属的な地位を軸とした個人道徳を中心とし、儒教道徳を軸とした家父長的家族道徳を重視した、特性教育であった。このような内容は、1900年代前後に確立した樺山や菊池などの歴代文相により国家公認の女子中等教育理念（良妻賢母）をほぼ踏襲したものであった。

本章では最後に、高等女学校生活全般に対する生徒たちの受容について検討した。この点については、主に女子生徒による文章や卒業式における生徒の答辞、そして在校生による思い出を用いて検討した。

卒業生や在校生などの式辞などを分析した結果、明治後期に確立した良妻賢母理念、さらには校長訓話に示されたような良妻賢母が理想像として認識していた点が注目される。すなわち、ほとんどの生徒は高等女学校の教育方針や校長などによる訓話を心に刻み、将来の良妻賢母として、家庭や国家に尽くすなど、女性の本分を果たす心構えを述べていた。確かに、検討した生徒の文は学校の発行物などに掲載されたものや儀式における生徒の送辞や答辞であり、一定のフィルターがかかっていたことが推定される。この点を差し引いても、生徒たちへの良妻賢母理念の浸透は強力であったと考えられる。

第4章では、第一次世界大戦、大正デモクラシーの潮流、「婦人問題」の顕在化などの影響を受けて女性像が変容した時期に着目し、女子中等教育理念をめぐる議論について、その時代背景を含めて明らかにした。さらに、女子中学校への名称変更、修業年限の延長、教育内容の改革、高等教育を含む女子教育体系の確立といった高等女学校の制度的改革要求の実態を考察した。また、1929（昭和4）年の女子中等教育委員会の答申を分析し、文部省による制度改革の方向性も考察した。

第1節では、高等女学校の量的拡大を数量的に跡付け、進路の多様化にも触れ、このような変化が高等女学校長や教育関係者らによって女子中等教育制度の改革が求められた背景となったことを確認した。次に、政府の諮問会議である臨時教育会議における、1918（大正7）年の女子教育の改善をめぐる審議と答申について、特に家族国家観との関係を中心に、速記録を用いて分析した。その結果、委員の間では女子教育の目的については、婦徳を涵養し、良妻賢母を育成することではほぼ一致した考え方であり、同会議が女子中等教育における国家主義の重要性を改めて強調したことを明らかにした。このため、同会議は基本的に現状の高等女学校制度を堅持し、高等教育を含めた女性の教育の抜本的な改革を行う

ことはなかった。1920（大正9）年に高等女学校令の一部が改正されたが、「国民道徳」が強調されるとともに、修業年限が従来の4年を基本とする規定から、「五箇年又ハ四箇年」を本体とする規定に改正されるなどにとどまった。

第2節では、上述したような時代背景の下で展開した、新たな女子中等教育理念の模索について考察した。考察の結果、第一次世界大戦の影響を受け、国力と女子教育との関係が強く意識され、また婦人問題が提起した新しい女性像の影響を受け、男女の人間的平等性を求める論を中心として女子教育界の新たな動きが見られた。その最も代表的な論として、東京府立第一高等女学校長市川源三の「歐州大戦の齎した利益は婦人問題の解決を徹底せしめたこと」とする論や、歐州大戦を境として男女対等問題・婦人参政権問題・婦人職業問題など、婦人の覚醒を促す叫び声が聞かれるようになったとする本間久雄の論を分析した。このような論を受け、この時期新たな女子教育理念が提案されていたのであった。第一次世界大戦の影響としては、文部次官赤司鷹一郎が1922（大正11）年の時点で、教育次第で女性も能力・体力面で男性とほぼ同等の活動ができ、女性の特性に応ずる教育とともに人間としての教育が主張されるようになったと述べている点が注目される。

本研究では、この時期の女性観の変化に伴う教育論の変化として、良妻賢母理念への批判、人格主義教育の提唱、職業教育の奨励の3つの項目に分けて分析した。

例えば、良妻賢母批判として、山脇玄は高等女学校の教育は女性を附属的・服従的な人間として扱い、家や男性の都合と好みに合わせる教育に過ぎないと批判し、女性にも人間としての本性を育てる教育を行うべきとの論を展開している。さらに、石川県立第一高等女学校教諭の橋元半次郎は、「女子の徳操を掲げて校訓とし、或は良妻賢母を以て主義とする」教育が行われているが、ただ家庭に入ることを前提とする女子中等教育の目的を強く批判している。

人格主義の教育を主張した代表的人物は与謝野晶子であった。与謝野は、女性は第2次的人間のように扱われ、男性と同様な人格者としての権利を奪われ、高等女学校では「半娼半婢の奉仕者」「出産と育児の器械」としての低級な教育を行っていると批判し、男女平等の人格教育を行うべきと主張した。与謝野は、人格主義の立場から徹底的な男女共学も主張した。

さらに女性の職業問題については、市川は「良妻賢母主義」、「万が一の場合を想定した際の職業問題」、「経済的自立問題」の3点が、この時期に存在した典型的な女性をめぐる論と捉えている。なお、女性の職業問題については「女子の職業を奨励する結果、家庭に疎なる婦人を養成し、女子本来の務を疎んじ国家の基礎たる家庭の荒廃を招致せんとするが如き傾向あるは最も戒めざるべからず」といった寺田勇吉の主張に見られるように、職業による女性の自立や社会的地位の向上までを直接的に意図する論は多くはなかったと言える。しかし、万が一の場合を想定した際の準備教育に過ぎないという平塚らいてうのやや消極的な主張論があるものの、明治期よりも積極的な論が多くなっていることは確実であった。第一次世界大戦の影響で女性の職業を国力との関連で捉える側面だけでなく、人

間的・社会的自立との関係で女性の職業が論じられるようになった点で、この時期の論は注目すべきものと考える。

しかし、「婦人は、高い教育を受けて男と肩を並べて行くと言ふよりも、女子の職分たる一家を整理し夫を助け子女を教育して行くやうに修養した方がよろしい」と、家庭範囲内における女性としての職分を尽くすことを理想とする山脇房子（山脇高等女学校長）の主張をはじめ、従来の良妻賢母を堅持する保守的な考えを主張する者も少なからず見られた。

一方、多くの改革意見としては、男女の人間的同等性を求める論が中心であり、女性の役割を家庭範囲のみに限定した従来の女子教育に対する批判の声が高まつたのであった。それに伴い、女性の人間的自立を目指し、高等女学校の教育内容や制度面の改善案についても様々な意見が出されるようになったことが明らかになった。

第3節では、1914（大正3）年から1930（昭和5）年までの間に11回開催された全国高等女学校長会議の開催状況及び主要な諮問事項、協議題目についての議論を分析した。協議議題については、全体的傾向を明らかにするとともに、それに基づいて①名称変更、修業年限の延長などの制度改革、②教育内容の改革、③女子高等教育系統の確立、④その他、に分類して検討した。考察結果をまとめると、以下のようになる。

①の制度的改革については、女子中学校への名称変更、修業年限については5年を「本体」にし、特別事情がある場合のみ4年とする年限延長の方向が求められた。そして、実科高等女学校を廃止し、高等女学校に統一すべきであるとする、議論が行われた。女子中学校への名称変更は、単なる男子中学校との名称の「同一化」を図る変更だけではなく、教育水準を中心として、高等女学校の改革を求める第一歩として位置づけようとする考え方である点が重要である。修業年限の延長と軌を一にするものであった。なお、高等女学校の名称変更を要望する議論は、全国高等女学校長会議だけではなく、1926（大正15）年の全国聯合女子教育大会でも出された。この問題は、当時の女子教育界の広い要望であったことが分かる。

②の教育内容については、その主要な論点は3つあり、第1は理科の重点化であり、1917（大正6）年の会議の協議事項として「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何」「高等女学校ニアリテモ中学校ト同様理科ヲ奨励セラレタキコトヲ建議スルノ可否」（注：本文の4章にもつける）が議論された。第2は科目選択の範囲の拡大であり、1919（大正8）年の会議の協議事項として「教科目選択ノ範囲ニ関スル件」が話し合われ、1921（大正10）年の会議では答申事項として「教科目及教授時間ヲ土地ノ状況ト生徒ノ志望トニヨリ増減加除選択シ得ルコトノ範囲ヲ今一層拡張スルコト」がまとめられている。第3点は自学や自治などの促進であり、1921（大正10）年に「個別的取扱ニ留意シ自学自治ノ良風ヲ養フコト」などがまとめられている。第1点は、第一次世界大戦の影響による「理科思想」の奨励であり、第2点は女性の進路や職業の拡大を考慮した要求であり、第3点は大正自由教育の影響によるものであった。先に触れた全国聯合女子教育大会でも、女子中学校への

名称変更と教育水準の向上が要求されており、高等女学校の名称変更とその教育内容の水準向上をめぐる問題が当時の女子教育界における強い要望であったことが分かる。このように、女子中学校への名称変更と教育内容の向上の問題は、一体のものとして捉えられていたのであった。

③の女子高等教育系統の確立については、社会的要請の変化とともに、男子の高等教育制度と同等な女子高等教育体系確立への要請がなされるとともに、一部では高等女学校高等科の女子高等学校化なども求められていた。しかし、制度的改革論議を主体とする高等女学校長会議における様々な議論は、最終的には制度としては実らず、単なる議論にとどまることとなったのである。ほかにも、教員の待遇、教員養成機関の設立などをめぐる議論が行われた。これらの議論は、高等女学校教員の社会的地位の向上をねらいとするものであった。

次に、高等女学校長だけではなく、帝国教育会内の女子教育振興員会を中心に、民間の教育関係や女性団体などの幅広い分野の女性が結集した1926（大正15）年2月の「全国聯合女子教育大会」における女子中等教育に関する議案について検討した。当大会では教授時数の増加、選択科及び随意科をめぐる学科目の改善、教科書の改訂、教員の質素向上などによる高等女学校の教育内容・水準の向上を目指すものであり、これにより高等女学校の制度改革は時代の教育要請であったことを確認した。

続けて、上記の動向の中での文部省側による女子中等教育への姿勢や改革の方向性を明らかにした。1925（大正14）年の全国高等女学校長会議において、文相岡田良平は国家観念を鞏固にし、自ら忠良の国民となるだけでなく、忠良の国民として子女を育てる賢母となり、貞淑にして節操を重んずる教育の必要性を説いた。また、近時の「我国固有ノ醇風美俗」に悪影響を与える諸思想への警戒を呼び掛けていた。さらに、文部省は1929（昭和4）年に女子中等教育委員会を設けたが、同委員会は女子中等教育改革や女子高等学校の制度化を示した『女子中等教育調査員会報告』をまとめた。報告書は、大学教育までを展望した女子中等教育改革案をまとめた。カリキュラムについては、良妻賢母の育成に加えて就職や進学にも応じるようコース化する案を示した。制度的には、実科高等女学校を高等女学校に抱合するとしたが、女子中学校への名称変更は提言していない。文部省は実現性を重視し、大きな制度上の改変をさける方針をとっていたため、最終的には女子中等教育の制度改革までには至らなかった。

第5章では、大正期に出版された高等女学校用修身教科書について、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』（1924年）、下田次郎編『女子新修身書』（改訂版、1925年）、井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）の3点を対象に分析し、この時期の修身教科書に描かれた良妻賢母素養や理想の女性像について検討した。特に、「婦人問題」が顕在化し、その解決が求められた大正デモクラシー期において、女子中等教育理念としての良妻賢母が修身教科書の中にどのように投影され、どのような教材として示されたのかに着目し、この時期における良妻賢母教育の内容的特質や女性像の変容の一端を明らかにした。

第1節では、1920（大正9）年の「高等女学校令中改正ノ件」の内容を再確認するとともに、1911（明治44）年に公布された「高等女学校及び実科高等女学校教授要目」を分析した。そこでは、第一次世界大戦の影響を受け、新たに科学思想の導入や家事の基礎である理科知識を与えることが重視された。また、修身科については、新たな項目として「教育ニ関スル勅語」「戊申詔書」「我国道徳ノ特質」などが登場した。すなわち、1910年代初頭以降の高等女学校の教育目標は、明治後期から強調してきた良妻賢母主義の理念に、新たに国家発展のために必要な道徳標準が加えられたことが分かる。その根底には、1908（明治41）年の戊申詔書があり、そこに示された国民道徳のあり方を強く反映した内容に改められたと言える。

第2節から第4節では、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』（1924年）、下田次郎編『女子新修身書』（改訂版、1925年）、井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）を分析し、この時期の修身教科書に描かれた良妻賢母素養や理想の女性像を明らかにした。さらには、『女子新修身書』の教授用書として編纂された下田次郎の『女子新修身書教授備考』、井上哲次郎の『井上女子修身教科書教授備考』を教科書と合わせた形で分析し、この修身教科書の編纂意図や教材解釈等も明らかにした。分析の観点としては、大正期の「婦人問題」の顕在化に着目し、家庭内の女性の地位・役割、女性の本分、職業、婦人問題、人格教育等の記述に注目しながら、1920（大正9）年前後における女性観の変容や女子中等教育をめぐる改革論議が高等女学校の修身教科書にどのような変化をもたらしたのかという観点、さらには影響を受けず堅持された素養はどのようなものであったのかという、2つを中心に分析した。

まず、1924（大正13）年の沢柳政太郎編『改訂修身教科書』を分析した結果をまとめると、その基本は、家族制度下の性別役割分業に基づき、女性の家庭内役割を強調するものであり、明治後期以来の良妻賢母的素養を引き継ぐものであった。個人道徳の中心には、近世に見られた「四行」（婦徳・婦言・婦容・婦巧）を置き、女性の人格は家事能力を十分に身に付けることにより、形成されるとする。また、「理想の淑女」（卷三の第21課）では、両親や兄弟姉妹との関係、嫁した後の婦道・家事、舅姑との関係、夫や子女、婢僕との関係など、全体的な女性の役割を説き、さらには女性の役割を家・社会・国家と連続するものとして位置づけている。さらには、「女子の天職」（卷四の第18課）では、性別役割論に基づく良妻と賢母の内容を説き、国家の反映の基盤となる家庭を支えるのが女性の重要な役割とする。また、家族関係でも父母への孝行を中心とした「孝道の要訣」を説いていた。

反面、大正デモクラシー期の時代思潮や女性をめぐる状況の変化から、女性と家族の在り方、職業、人格などを中心に、教科書の記述内容も変化していた。例えば、女性の就業について、やむを得ない範囲で容認している点や国力との関連で捉えている点は新しい記述内容であり、第一次世界大戦以降の西欧諸国の変化を受けたものと考えることができる。このように、女性の職業や参政権を一定程度容認する記述も見られるが、卷三の第20課「温き心」では、女性の「温かき心」と職業への従事や参政権獲得とを関連させた、注目すべ

き記述をしている。すなわち、従来男性のものとされていた職業に女性が就くことは、「男子の荒き心を和ぐるの利ある」とし、続けて「女子が参政権を得ること」も、単に女性が男性と同様に国政に参与するだけでなく「女子の温き心を以て政治の局面を潤ほすの利あるに由る」と記している。女性の職業や参政権を考える際にも、女性の特性と結びつけた論を展開している点が注目される。

次に、1925年（大正14）年の下田次郎編『女子新修身書』の分析結果をまとめた。下田の修身教科書においては、基本的に女性の役割は、家族制度下の家にあって家庭内役割を果たすことになり、妻・母として家事、育児を担当することにあった。その価値は儒教道徳に基づく家族道徳を中心であり、夫・舅・姑への従順さが求められた。このような女子修身書の保守的な傾向について、ほぼ同時期においても、「教科書の教義とする婦徳、婦人処世訓等の根本に蟠まつてゐる消極的な、旧式な保守的な思想及び、その思想を根底とする」もの、といった批判も出されていた。さらには、臨時教育会議答申で強調されたように女性にも國体觀念・愛國心を身につけることの重要性を説き、権利・義務も愛國心を基盤とするものとしていた。

下田の修身書における女性の個人道徳は、近世以来の四行に見られるような女性の「柔かくすなほ」な言葉づかいや振舞を求めるとともに、「長者の命に服し」、「温雅従順」を旨とする儒教道徳が基本とされている。また、下田の説く社会道徳も家族道徳としての父母への恩と孝行、妻、母の役割について重点が置かれていた。しかし、舅・姑との関係についての記述分量は明治後期の教科書と比較して大きく減少している。その背景には、大正期における新中間層の増加や近代家庭の形成があり、都市部を中心に家族の在り方に変化が生じていたことがあった。下田編の卷三の「一家の和楽」（第12課）に見られるように、従来の「家族」が夫婦と子どもの情緒的結合を重視した「家庭」へと変化し、一家団欒への女性の役割を重視するようになったことが、その一典型といえよう。下田は、「家庭」とい表現を多用し、家庭構成員の協力関係も強調していた。しかし、家族制度下の性別役割を固定的に捉える側面は堅持されていた点にも留意する必要がある。

しかし、大正デモクラシー期の時代思潮や女性をめぐる状況の変化の影響から、女性と家族の在り方、職業、女性の人格等を中心に、記述の変更や新たな教材が加えられており、一部に良妻賢母的素養の変化も見られたと言えよう。その象徴的なものは、下田が教授備考の中で、従来の高等女学校の教育を「賢母良妻式奴隸教育」と指摘したことである。「良妻賢母思想の一典型」とされた下田が、従来の教育を批判し、男女の人格的同等論を説いた点は特に注目すべきであり、女性をめぐる新たな動向から影響を受けたものであった。さらに、この時期の変化としては、職業を通じての国家・社会への女性の能力の直接的な貢献を求めていた点もあげることができる。このような点は、1907（明治40）年の井上哲次郎編修身教科書では「独立は、夫に先立たれた場合の『自活』に備えた技芸の習得」であると記述されていたことと比較して、大きな違いであった。さらには、旧来のように女性への従順さを求めながらも、必要に応じて「剛」や「強固な意志」を強調する点は、女

性を個人として見る時代の反映があったと言えよう。しかし、以上のような下田の認識も、女性の理想像を良妻賢母に求めるという女性観を基本的に転換したものではなかった。この点は、下田が女性の社会的地位の向上に一定の理解を示しながらも、「徒らに自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗」したり、「悪戯に自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗」すべきではないと記述している点、女性への職業の奨励も従来の性別役割規範の範囲内であったことからも明らかである。また、「婦人運動」に関して、男性との同等を主張する「自由解放」には、慎重な姿勢を示していたのであった。

続けて、1925（大正 14）年の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』の分析結果をまとめる。井上は、基本的に女性の役割は、家族制度下の家にあって、性別役割に基づいて家事、育児を担当することにあった。個人道徳においては女性の四行を中心に記述され、「柔軟」「温良」「貞淑」を求めた儒教道徳を基本とするものであった。また、性別役割論に基づいて女性の家庭内役割を強調していた点も明治期の井上の修身書と基本的に変わりはなかった。社会道徳としても、父母への報恩を尽くし、親族・家門について全力を尽くすべきであると説いていた。国家道徳においても忠良なる臣民としての成長が期待されていた。すなわち、「皇室」「忠君愛国」などを記述した国家道徳的教材が存在する。国家道徳関係教材では、母役割を超えて女性を国家的観点から捉えなおしている点が注目され、特に第一次世界大戦の西欧の女性の活躍を踏まえ、平時からの戦争への準備を女性にも期待している。

しかし、第一次世界大戦及び多様な国際的思潮の影響、特に女性をめぐる状況の影響を受け、大正期後半の修身教科書にも明らかな変化が見られた。例えば、女子の社会的地位、婦人問題、女子と職業、女子と高等教育などが論じられており、特に注目すべき点は、男女の人格の同等性と婦人問題を説いた点にあった。井上は、女性の人生の目的は男性と同様「人格の修養発展」を目的とすべきと説き、男女の人間的価値の同一性を主張した点は注目される。

また婦人問題について、それは「男女の同権夫婦の同格を唱える」ものとの理解を示し、婦人運動は女性の解放を求めるものであり、女性にも男性と「同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇」を与えるべきであると強調したことは、本文で確認した通りであった。このような婦人問題の本質を捉えた記述は、他の修身教科書には見られず、井上編の教科書の特徴と言える。

この他にも時代による変化が見られた。例えば、舅姑との関係を含めた家族道徳に関する記述が大幅に減少していた。また、その内容面でも、お互いに助け合う家族成員間の関係を述べている。これは本文でも述べたように、大正期における新中間層の増加や近代的家庭の形成等が見られ、「家族」が「家庭」へと変化したためであり、家庭において「主婦」としての母親の重要性が強調されるようになったのであった。しかし、依然として家族道徳や親族関係などの道徳も依然として強調されている点も見落とすことはできない。

このような家族をめぐる状況の変化とともに、女性の社会的位置づけや国家的位置づけも変化した。この背景には、特に第一次世界大戦の西欧の女性の活躍からの強い影響があったのであり、女性の社会的・職業的活動を一定程度奨励していた点も注目される。井上編『教授備考』では、「現今女子の活動せる方面」においては、時代の要求に応じた職業範囲について、①「教師」、②「医師」、③「秘書役」、④「助産婦」、⑤「看護婦」、⑥「記者」、⑦「慈善救済事業」、⑧「其他」、の8つの活動可能な領域を提示している。また、平時からの戦争への準備を女性にも期待していた。あくまでも良妻賢母を前提としていた点にも留意しなければならない。

次に、沢柳・下田・井上の3つの修身教科書に描かれた良妻賢母的素養についての分析結果をまとめる。3者の中の教科書はすべて家族制度下の性別役割分業に基づき、女性の家庭内役割を強調するものであった。すなわち、基本的に女性の役割は、家族制度下の家にあって家庭内役割を果たすことになり、妻・母として家事、育児を担当するほか、儒教的家族道徳が説かれていた。しかし、大正期に入って新中間層の増加や近代家族の形成など、家族の在り方に変化が生じたことから、明治後期の修身教科書で大幅の比率を占めていた舅姑との関係を記した教材が減少し、「家族」が「家庭」へと変化するなど、一定の変化が見られた。

さらには、大正デモクラシー期の思潮や女性をめぐる様々な状況の変化により、女性と家族の在り方や、職業問題、人格問題、社会的地位、高等教育問題などを記述した新しい教材も加えられた。例えば、沢柳の教科書では、女性の職業や参政権を一定程度容認する記述が見られた。しかし、あくまでも男性の補助的なものとして捉えていた。下田の教科書では、職業を通じて国家・社会への間接的な貢献を求める女性への職業の奨励が見られるが、その範囲も性別役割範囲内のみに限られている。また、井上の教科書では世界の情勢を念頭に置きながらも、良妻賢母を前提とする平時よりも戦争への準備に心掛けるべきことを期待するなど、女性の社会的・職業的活動に一定程度の奨励を示している。

また、「婦人問題」については、沢柳の教科書では女性が男性と同様に社会で活動すべきとの主張は未熟の女子生徒を迷わせるものと批判し、下田の教科書では男女の同等を主張する「自由解放」には慎重な姿勢を示すなど、婦人運動に対しては抵抗感をもち、自重すべきであると記している。これに対して、井上の教科書では、女性にも男性と「同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇」を与えるものであると強調するなど、婦人問題の本質を捉えた記述は、他の修身教科書と比較して井上の教科書の特徴と言える。さらに、井上は大学教育の開放を始め、民法上の社会的地位の向上、公務の機会の付与など、家庭・公生活で男性と同一の価値を求めるなど、婦人運動へは積極的姿勢が窺える。井上は、最終的には男女に同等の価値を認めることを説いていた。

この他、井上と下田の教科書では女性の独立問題について触れており、独立はあくまでも夫との死別を想定した場合の自活のためのもので、真の独立を目指したものではないと

論じていた。注目すべき点として、下田の教科書では女性の参政権問題についても言及していた点がある。しかし、女性が国政に参与することは「温き心で政治の局面を潤す面あり」と、参政権の意味を女性の特性の發揮と結びつけた歪曲化した理解にとどまり、参政権問題については保守的な意見を述べていた。

次に、『帝国教育』『教育時論』などの教育雑誌や『婦人公論』などに見る教育内容の批判や修身教育への批判の分析を行った。本間久雄による、沢柳と井上の修身教科書に対する批判については第5節で分析したが、本間は両者が編纂した教科書は「余りに我が国の在来の家族制度というふことを強調し力説し過ぎてゐる」と指摘し、「男を家庭外に働くもの、女を家庭内に働くものと断定してゐるのも、男が戸主即ち家長で、女がその家長に従属したものであると断言してゐる」と痛烈に批判した。

『帝国教育』や『教育時論』に見られた高等女学校に対する様々な批判の要点は、主に家庭範囲内での役割を主とする教育内容とその水準をめぐる問題がほとんどであり、その後も教育内容への新たな模索と改革が問われるようになった。このような批判は、第4章で考察した高等女学校長会議でも論じられ、教育目的の変更、教育内容・水準の向上への要求が出されていたことは、既に確認した通りであった。

第6章では、大正デモクラシー期における個別高等女学校段階での校長や県知事による訓辞、校訓や生徒心得、そして寄宿舎生活を中心とする学校生活に見る女子中等教育理念やその教育方針について分析した。また、女子スポーツの振興や服装問題をもたらした高等女学校の変化について考察し、最後に生徒たちの受け止め方についても検討した。

第1節では、まず校長の訓話・県知事の式辞がもつ意義を検討するとともに、それらが行われる場として入学式・卒業式などが中心であることを確認した。次に校長訓話について、大正期ならではの特徴に着眼し、①第一次世界大戦の影響と国家的観点、②人格主義の教育方針、③婦人問題、④大正自由教育の影響、⑤良妻賢母思想の堅持、の5つに分けて検討した。また県知事らの訓辞についても検討した。考察の結果、第一次世界大戦の影響に関連した式辞の例を見ると、三重県の知事山脇春樹は1920（大正9）年の飯南郡立高等女学校卒業式で、「今ヤ女子教育ノ発展ニ伴ヒ婦人ノ地位頻リニ昂上シ活動ノ境地亦従テ拡充セラル国家ノ女子ニ俟ツ所亦昔日ノ比ニアラズ加フルニ今次大戦乱ノ結果帝国ノ地位一層高キヲ致シ世界ニ対スル使命愈々重キヲ加フ」述べ、家庭内役割の枠から脱却して、社会と国家発展のために女性も果たすべきと説いている。

また、女性の人格的修養を強調した例としては、1921（大正10）年の東京府の私立頌栄高等女学校長沼田藤次の発言が見られ、沼田は「特に私の望んで居りますのは、生徒の個性に応じておのおの適切な教化を施し、善良な品性を涵養しつつその人格を完成せしめるやうに導くことあります。生徒の人格を重んずることと、その個性を發揮せしめることは、私が女子教育に対して抱懐する根本思想」であると述べている。人格教育の重要性を説いた校長は多く、第1節では1922（大正11）年の滋賀県立彦根高等女学校長、1930（昭和5）年の東京府立第一高等女学校長市川源三などの例を分析した。

次に「婦人問題」について触れた訓辞などをまとめると、女子教育界への悪影響を説く例が多く見られた。例えば、1925（大正14）年に滋賀県立彦根高等女学校大西薫校長は「女子ノ本分ヲ忘ルルコトアルベカラズ」「決シテ所謂新シキ女ノ言為スル所ニ迷ヒ、男子ト其ノ領域ヲ争フガ如キ輕挙妄動ニ出ヅベカラズ」と指摘し、「今後能ク其ノ天賦ヲ操守シ、國民ノ中堅タルニ恥ザル良妻賢母」となることを期待していた。校長大西の発言のように、多くの校長は時代の変化を歓迎するとしながらも、「新しい女」や女性の「権利」に反対する校長が少なくなかった。この点に関連して、1926（大正15）年の『婦人公論』による全国の女学校長などを対象とした婦人參政権付与の賛否についての調査結果を見ると、99人中条件つきを含めた「無条件即施行論」に賛同した校長は37人、「時期尚早」とする校長は59人であったことからも明らかになる。

大正自由教育についての発言を確認すると、長野県南佐久高等女学校長は「自学自習ヲ重ンジ自己ノ精神發達ノ次第ヲ自覺セシメ」「自ラ考察シ自ラ実行シ日々ノ生活ノ意義アルコトヲ自覺」すべきと述べ、自学自習の必要性を唱えていた。さらに、1928（昭和3）年に岐阜県立大垣高等女学校では、「修養學習は勿論各方面に於て個性に留意して指導し、其特長美点の發揮及欠点の矯正に努め」るべきとし、「個性尊重教育」に主眼を置いている。

しかし、このような新しい時代に応じた教育観を主張するものが増加する一方、依然として従来の良妻賢母思想を堅持すべきと主張するものが少なくなった。例えば、熊本八代郡立高等女学校長松尾敬吾は「女子教育の目的は女子をして貞淑順良の婦徳を備へしめ他日良妻となり能く家を治め能く子女を教養し、以て国家社会の基礎を確立し之を發達せしめんとするにあればなり」といった、明治期以来の良妻賢母主義を説いていた。

次に、県知事・文部大臣らの訓辞についても分析した。例えば、1914（大正3）年ではあるが、岩手県知事堤定次郎は「諸子冀くは常に举措を慎み、温良貞淑の徳を修め、能く家庭の調和を図り、内助の効を認め以て本校教育の本旨に副はんことを努めよ」と卒業式の訓辞を結んでいた。このように、多くの知事の訓辞は、良妻賢母理念を強調するものであった。さらには、婦人問題への危惧を述べる知事もあり、1923（大正12）年に知事岡田忠彦は熊本県立八代高等女学校卒業式で、婦人問題への共鳴は「遺憾」であると批判し、群馬県立渋川高等女学校卒業式で、知事大芝惣吉「中庸健実以テ婦人ノ美德ヲ發揮スルニ努メヨ」と訓示した。

また、文相岡田良平は1917（大正6）年に四日市高等女学校において、「美しい家を成立させるための我儘を去り孝養を尽くすことが肝要、他家に嫁し兄弟姉妹と同居を嫌うのはよくない。我が国の家族制を守るのは女子心得の第一である」と訓話し、男女同権を唱える婦人問題の急速な展開を懸念し、家族制度を守ることを「女子心得の第一」とすべきである考え方を示している。

続いて、校訓と生徒心得について分析した。その結果、個人として守るべき注意事項について定めたものや女性の徳目として良妻賢母的素養を求めている学校が多数であり、基本的には明治後期のものとほぼ変わりはなかった。例えば、1922（大正11）年の埼玉県立

熊谷高等女学校の校訓を見ると、「誠実ヲ以テ一貫スベシ」「和順貞淑ヲ尚ブベシ」「質素勤勉ノ実行ヲ期スベシ」「自治向上ノ気風ヲ養フベシ」「身体ノ強健ヲ図ルベシ」の5カ条を掲げている。一方、1926（大正15）年に制定された福島高等女学校の「生徒心得綱領」では、「温良貞淑の徳操」や「協同自治」について記している。このように、ほとんどの学校においても「温良貞淑の婦徳を涵養」といった面が強調される傾向にあったと言える。

このほかにも、女性としての心得や卒業生・卒業後の心得を制定している例も見られる。例えば、広島県立広島高等女学校では、1912（大正元）年に特に「女子の心得」を制定して、そこでは「忠孝を第一と心得べし」「衣食住は質素儉約を旨とし自ら励まして勤労すべし」「勇氣貞操溫和從順を以て身を夫に捧ぐべし」「家政の整理と子女の教育とに力を尽すべし」「何事も親切辛抱を旨とすべし」と記されている。その中で、特に注目すべき点は「貞操溫和從順」と「家政の整理と子女の教育とに力を尽す」項目であり、妻・母として守るべき女性の徳目を強調している。生徒心得以外に、「女子の心得」を制定するのは女学校ならではの特徴であり、男子の中学校ではこうした心得は無かったと推察される。

しかし、福島高等女学校のような一部の学校では、女子体育の推奨や「自治委員」の設置、「協同自治の美風」を唱えるなど、大正期の新しい特徴をあらわしたものもあった。

このように、全体の特徴から見ると、大正期の校長訓話、知事の式辞・発言と生徒心得においては、明治後期以来の良妻賢母の育成に重点が置かれていたことが確認できた。しかし、校長訓話や知事の式辞・訓示は、学校の創立記念日や入学式・卒業式などの公の場でなされることが多く、国の教育方針としての女子中等教育理念や学校の教育本心を説くことが基本であったため、新しい女性の在り方を積極的に説くことは難しい側面があったとも言えよう。

第2節では、大正デモクラシー期の寄宿舎生活を中心とする学校生活及び課外活動に見る女子中等教育理念について検討した。すなわち、寮生活などで行われた良妻賢母教育の実態を分析した結果、基本的には第3章の第3節で考察したような明治後期の寄宿舎生活とほとんど変化はなく、むしろ共通点が多く見られた。

第1に、寄宿舎の位置づけについては、例えば1913（大正2）年の愛知県立高等女学校では「常に舍生をして学校の中心は寄宿舎にあり、舍風の良否は校風の良否に大なる関係を有する」「同時に又教員をして寄宿舎を学校教育の実践場として、一定の時に視察せしむる」「担任学科の復習状況日々訓育の反影を観察せしめて、所謂一般家庭との連絡を謀る基礎を得せしめて居る」としていたように、寄宿舎は単なる宿泊施設ではなく、学校教育上重要な「実践場」として位置づける学校がほとんどであった。第2に、1913（大正2）年の福島高等女学校で「一室一家」の制を確立し、「自炊寄宿舎」としていた点も、明治後期の他の高等女学校の寄宿舎でも多く見られたものであった。

寄宿舎での教育については、1929（昭和4）年の山形県立新庄高等女学校では「舍風は舍生の品性を陶冶し、家庭的趣味や勤労、節約、清潔、整頓の習慣を養成し、協同一致相互親愛して自治の良風を發揮すること」にあり、そこでは「生活紀律はきびしかったが、

節句祝、送別会、遠足、茶話会などの楽しい行事が行われ、のちには、新入生歓迎会や誕生日祝い、卓球大会なども行われた」とされている。これにより、寄宿舎での教育や生活の一端が明らかになる。さらに、明治期と同様、寮生が実習的な活動をしていた点は、1913（大正2）年の水戸高等女学校では、地方の特徴を生かして、養鶏・養蚕実習が行われていたことからも窺うことができる。なお、生徒中の寮生の割合の一例を示すと、1915（大正4）年の岩手県花巻高等女学校では27%、1922（大正11）年の埼玉県熊谷高等女学校では26.5%であった。

全体として大正期デモクラシー期の高等女学校の寄宿舎を見ると、明治後期とほぼ同様に、寮生が家族的生活を行い、礼儀作法を守り、調理実習などを通じて家政への責任を育て、妻賢母の基盤を形成していたと言えよう。

次に、大正期に入ってから本格的に発展した女子体育運動と訓育との関連性について検討したが、多くの高等女学校では体育を女性の訓育と密接に結びつけた新たな教育方針を打ち出し、体育と知育を融合した女性の育成を求めていたと考えができる。例えば、東京府の私立頌栄高等女学校長に就任した沼田藤次は「女子の体育を盛んにしなければならないのは、わが国将来の発展を期する上から、特に必要なことあります」と述べ、「殊に将来第二の国民を産み育てるべき母の体格や健康がどんなに国家の興隆に影響する所の大きいのは申上げるまでもありますまい」と、高等女学校における体育の重要性を説いていた。スポーツの種類としては、1920年代の東京府の場合を見ると、バスケットボール・水泳・バレー・テニス・卓球・陸上競技が盛んであった。

さらに、高等女学校生徒の服装化問題について考察し、制服の洋装への改良は、大正期の女子体育振興のため体を動きやすくする点にあるほか、大正デモクラシーの影響による民主主義・自由主義のシンボルとして服装の改良が進められたと言えよう。

第3節では、高等女学校教育に対して女子生徒らはどのように受け止めていたのかについて検討した。ここでは、主に生徒が記した日誌、同窓会誌、校友会誌及び当時の雑誌の関連記事を用いて、①学校生活の様子、②教育方針への反応、③教育内容への批判、の3つの側面について分析し、学校教育の一端を窺うことができた。

考察した結果、大正デモクラシーの影響や婦人問題の登場による女性観の変容にも関わらず、大正後期の高等女学校においては依然として従来の良妻賢母教育を貫く意思を示している学生が多くいた。一方、男女平等の精神や個性の尊重を唱える主張も見られ、新しい動きを感じとろうとする姿勢が現われるようになった。しかし、このような姿勢は全体としては一部であったと言えよう。多くの女子生徒は、依然として将来良妻賢母になることを自らの天職であると意識しつつ、嫁いだ後は良妻賢母としての職務を遂行しようとする姿勢を見せていましたと言えよう。すなわち、高等女学校における良妻賢母教育が女子生徒らの精神面に強く影響されたことを十分に窺うことができる。

反面、1916（大正5）年の『婦人公論』の記事において、この時期の高等女学校の教育内容について痛烈な批判をしたのは、平塚らいてうをはじめ、後に女子教育界に強い影響

を与えた人物であった。例えば、平塚らいてうは、高等女学校の教育は「良妻賢母主義といふ美名」を掲げた「奴隸道徳」を説いたものであった批判し、神近市子は、高等女学校の教科書のレベルは「非常に低級なもの」であったと痛烈に批判している。このような批判の多くは、教育内容の改善をめぐる女子教育レベルの向上や女子教育機関の増設を求めることが多かった。しかし、このような教育内容への批判は、大正期に入って急速的に展開されるようになる。この点については、既に第4章で詳細に検討した通りであった。

以上が6章までのまとめであるが、次に本研究の課題に即して全体をまとめる。

本研究の課題は、大別すると、良妻賢母教育の理論的側面と教育内容の側面、そして学校生活の実態の3者を総合的に考察するとともに、明治後期から1930（昭和5）年頃までの大正デモクラシー期の時期的変化にも着目し、良妻賢母教育の歴史的意義とその特質を明らかにすることにあった。

このような課題については、終章で各章をまとめる形で提示したと考える。しかし、改めて、上記課題に限定してその内容を確認したい。

第1に、良妻賢母理念についてであるが、この理念の形成過程と政府公認の女子中等教育理念とされた点については、第1章で詳細に考察した。ここでは、理念としての良妻賢母の構造に限定して確認する。第1章で考察したように、1899（明治32）年に「高等女学校令」が制定され、樺山文相はその趣旨説明で高等女学校の目的を「他日中人以上ノ家ニ嫁シ賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為ス」ことにあると述べ、また同年の地方視学官会議で良妻賢母の意義について「優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト俱二中人以上ノ生活ニ必需ナル學術技芸ヲ知得セシメン」と説明した。このようにして政府公認の女子中等教育理念として良妻賢母が確立したが、文相の説明は抽象的であり、良妻賢母の素養を具体的に示すものではない。その素養は、高等女学校の学科課程や各教科の教授要目に示されていたと言えるが、より詳細であるのは修身教科書の記述である。そのため、良妻賢母がどのような素養から構成されていたのかについて、第2章で考察した明治期の2冊の修身教科書の分析をまとめる形で確認する。表には、教科書別に、教授要目に示された6項目に分けて、良妻賢母的素養をまとめた。

次頁の終章—1の表に示したように、明治期の2つの修身教科書に描かれた良妻賢母像は、個人道徳としては貞操、柔軟、質素の徳を備え、家族道徳としては夫に仕え、舅姑に仕えることが強調され、さらに母としては子を育て教育して、そして家事を整理することも重視されていた。また、兄弟・姉妹間の関係も良妻賢母的素養として位置づけられていた。さらには、社会道徳として長者を尊敬し、国憲・国法を守り、戦争にも間接的に協力する姿勢が国家道徳として女性にも求められた。その他、国際関係や人類に関する道徳も必要とされた。また、本研究では、直接分析しなかつたが、教育勅語の趣旨の体得も良妻賢母としての重要な素養であった。以上のように、明治期の修身教科書においては個人道徳と家族道徳を中心とする素養により良妻賢母像が構造化されていたと言えよう。理念としての良妻賢母が忠実に修身教科書の教材に反映されていたと見ることができる。

終章—1 明治期修身教科書に見る良妻賢母的素養

	文部省編纂『高等女学校用修身教科書』(1902年)	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』(1907年)
個人道德	貞操、柔軟、質素	柔軟、質素、嫉妬心、衛生問題
家族道德	父母への孝行、舅姑との関係、夫への補助、夫に忠実、夫の親族に親しむ、子女を躾ける、子を憐む、兄弟・姉妹間の関係、家風を守る、家政を整理、僕婢をいたはる	父母への孝行、舅姑との関係、夫への忠実、夫婦相互の役割、子女の養育、親族間の関係、兄弟・姉妹間の関係、家政の摂理、再婚問題、家庭教育
社会道德	長上を尊敬する	長者を尊敬する
国家道德	公務への従事、国益を図る	国憲・国法を守る、忠君愛国、戦争への協力
国際関係の道德	外国人に対する心得	外国との和親、外国との通商における男性への補佐
人類に対する道德		赤十字などの事業への援助

(注:1902年文部省編纂修身教科書と1907年井上哲次郎編修身教科書から作成)

次に、理念、修身教科書、教科外の学校生活全体の3者の総合的考察についてまとめる。

教材としての修身教科書は、高等女学校教授要目に即して編集・執筆され、文部省の検定を受けていた。このため修身教科書は、編者の違いにより若干の記述内容が異なるものの、全体としては文部省の意図する理念としての良妻賢母教育を直接的に反映していたと見ることができる。その詳細な分析は第2章、第4章で行ったのでここでは繰り返し記さないが、教授要目に示された項目をほぼ忠実に記述していたと言えよう。換言すれば、教科としての修身科は、高等女学校の教科の筆頭に位置づき、他の教科との全体構造を保ちながらも、いわば良妻賢母教育を代表する教科であった。

続いて、良妻賢母理念と校長訓話・校訓・校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外で展開された教育との関係についてまとめる。

第3章で考察したように、明治後期における校長や知事の訓辞の中心は、教育勅語を奉戴しつつ、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった女性像が強調されていた。さらには、知識の習得だけではなく、精神力を身につけ、一人の独立した人間として育つことを強調する側面もあった。これらは、1900年代前後に国家公認の女子中等教育理念とされた良妻賢母や高等女学校制度化の趣旨をほぼ踏襲したものであった。

個別学校の校訓・生徒心得でも、教育勅語の奉戴、「貞淑柔軟」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての徳目などが盛り込まれた。明治期の高等女学校の校訓の全体

的傾向をまとめると、国家、社会、家族、個人に加えて、多くの学校で貞淑・勤儉・女訓などの女性道徳を強調している。このような、校訓の内容はおおよそ生徒心得に反映されて、女子生徒たちの守るべき事項として提示されていた。

全体としては、理念としての良妻賢母が、修身教科書に反映していただけでなく、校長訓話・校訓・生徒心得など、生徒の学校生活全体に強い影響を及ぼしていたことが明らかである。大正デモクラシー期に女性像の変容が見られたものの、全体としては3者が一体となって、高等女学校における良妻賢母教育が貫徹されていたと言えよう。

第3の課題である明治後期から1930（昭和5）年頃の大正デモクラシー期の時期的変遷についてその概要をまとめることとする。

第4章で詳述したように、大正デモクラシー時期は、第一次世界大戦、大正デモクラシーの潮流、「婦人問題」の顕在化などの影響を受けて女性像が変容した時期であり、高等女学校に改革が求められた時期であった。このような状況下での良妻賢母理念についての論議を見ると、第4章の第2節で考察したように、一部の高等女学校長や『教育時論』『婦人公論』誌上では、従来の良妻賢母理念への批判がなされ、人格主義教育の提唱、女性の職業教育の奨励など、時勢に応じた新たな女子中等教育理念の模索が行われた。女性を従属性的な人間として扱い、家や男性の都合と好みに合わせる教育に過ぎないといった人格主義の教育は、山脇玄や与謝野晶子によって提唱された。他方、旧来の家族主義に基づく良妻賢母理念を堅持すべきであると主張するものも少なくはなかった。

さらに、大正デモクラシー期においては、新たな女子教育理念の模索がなされると同時に、それに対応した形で高等女学校の制度的改革が求められた。制度改革の中心は、①女子中学校への名称変更、修業年限の延長問題、実科高等女学校の廃止などの改革、②学科科目の水準向上を中心とした教育内容の改革、③女子高等教育機関の設立や女子高等教育体系の確立などであり、高等女学校の制度改革が要求された。

また、このような新たな時代状況や女子教育理念の模索により、修身教科書の記述においても一定の変化が見られるようになった。この点については、大正デモクラシー期の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）に着目してその変化について確認すると、個人道徳においては女性の四行を中心に記述され、「柔軟」「温良」「貞淑」を求める儒教道徳を基本とするものであり、性別役割論に基づいて女性の家庭内役割を強調していた。この点については、明治期の井上編の修身教科書と基本的に変わりはなかった。しかし、女性をめぐる状況から変化による影響を受け、大正後期の教科書では女性の社会的地位、婦人問題、女性と職業などの新しい記述内容が数多く盛り込まれたのである。その中でも、特に男女の人格の同等性と婦人問題を説いた点は、注目に値する。また、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』（1924年）では、女性の参政権を一定程度認める記述が見られる。

このほか、校長訓話・校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外で展開された学校生活においても、その変化について確認することができる。例えば校長訓話では、その基本は明治期のものを基盤とした内容がほとんどであり、依然として明治後期以来の良妻賢母を

堅持すべきと主張する者が少なくなかったが、自学自習の必要性や個性尊重・発揮を重視する訓辞内容が見られたのも事実であった。

以上のように、明治後期に確立した良妻賢母教育の基盤は強固なものであった。しかし、大正デモクラシー期の時代潮流の中で、理念、教育内容、学校生活の面において、女性の人間性尊重を中心とする改革の方向が模索されたのであり、近代日本の女性の教育の歴史上、重要な歴史的事実であったと言わなければならない。

ところで、本研究の対象時期は、明治期から大正デモクラシー期としての 1930（昭和 5）年頃までであった。それでは、それ以後の時期の高等女学校教育はどのように展開したのだろうか。今後の研究の方向性を確認する意味を含め、1931（昭和 6）年の満州事変から 1945（昭和 20）年の敗戦に至る間の、いわば戦時期における高等女学校教育の展開について、概観しておきたい。

まず、この時期を女性史全体について、阿部恒久・佐藤能丸の研究によって確認すると、その特徴は、女性をも巻き込んだ総力戦体制・総動員体制の構築と遂行にあったとされる。すなわち、満洲事変後、女性団体を含む社会運動は次第に「閉塞」を余儀なくされ、女性エリートの多くが戦争協力体制に組み込まれ、一般女性も国防婦人会（1932 年設立）に代表されるような銃後活動に動員されていった。また、未婚女性は人口増殖計画に基づいて「早婚多産」が奨励され、国家が女性の「性」を管理する体制もつくられた。さらに、結婚前の女性には軍需工場などの勤労奉仕が強制され、看護婦・保健婦としての活躍も期待された。そして、このような女性の総動員は 1937（昭和 12）年の日中戦争開始、1939（昭和 14）年の「日米開戦」と段階を追って激しさを増した、とされている。

このような時代状況のもとで展開した女性の教育について、高等女学校教育に関する政策や法令に限定して概観する。まず、教学刷新評議会は 1936（昭和 11）年 10 月の答申において、女子教育の方針について、「我ガ国女子本来ノ特性ノ涵養ニ意ヲ用ヒ、特ニ妻並ニ母トシテノ本分ヲ重ンジ、家庭教育ニ必要ナル教養ヲ豊ナラシメル」とともに、「国民的職分ノ自覚ヲ十分ナラシメ、正シキ女子教育觀ノ徹底ヲ圖ルノ必要アリ」とした。ここでは、まず日本女性に徳性を求め、家族制度下の女性の本分を強調し、家庭教育担当者としての教養を要請し、「正シキ女子教育觀」の徹底を図るべきとしている。さらに、教育審議会は 1939（昭和 14）年と 1940（昭和 15）年の答申において、女子中学校・女子高等学校・女子大学といった画期的な女性の教育体系の確立を提示したが、女子教育の方針としては従来の家族主義に基づく性別役割観を基盤とするものであった。湯川次義はこの点について、女子中学校・女子高等学校の目的規定に「婦徳」や「母性」がうたわれていたことや学科課程の構成から明らかになるとしている。

1943（昭和 18）年制定の中等学校令は、従来の中学校令・高等女学校令・実業学校令を廃止して、これらを制度上中等学校として統合したものであったが、高等女学校については独自の「高等女学校規程」が制定された。同規程によれば、高等女学校では教科と修練

を課し、教科は基本教科（国民科・理数科・家政科・体鍊科・芸能科）と増加科目（家政科・実業科・外国語科）に分けられたが、家政科（19.7%）が母性教育を目指す上で大きなウエイトを占め、体鍊と修練の合計が19.8%であったことも特徴であった。この時、高等女学校の修業年限も1年短縮され、4年となっている。

1941（昭和16）年11月になると国民精神総動員法に基づいて国民勤労報国令が出され、中等学校3年以上の学校報国隊は国民勤労報国隊とみなされ、女子生徒は裁縫・救護・事務員などに動員された。勤労動員はさらに強化され、1944（昭和19）年3月には「女子挺身隊制度強化方策要綱」が閣議決定されるなどし、女子生徒は工場や防空土木工事へと駆り出され、学校教育は機能不全に陥った。

このように、1931（昭和6）年以降のいわば戦時期においては、理念的にも制度的にも、さらには教育の実態面でも、高等女学校教育は大正デモクラシー期とは大きく異なる展開を見せることになる。

最後に、今後の課題を示すこととする。まず本研究と関連する課題としては、修身科について教科書の記述を分析したが、今後は教員の講義ノートや生徒のノートなどを発掘し、修身科授業の実態に迫りたい。また、分析対象としては比較的採択校が多い修身教科書を分析したが、分析教科書数をもう少し増やしたい。

本研究の発展的な研究としては、考察対象の時期を上述したような戦時期まで広げて、この時期の高等女学校教育の展開を詳細に究明したい。将来的には、本研究と戦時期の研究を総合化して、高等女学校についての通史的研究を行うことにしたい。また、中学校の教育理念と教育内容、そして学校生活の実態を明らかにし、男子の中学校と女子の高等女学校の教育の比較研究を試みたい。さらに、本研究の発展的な課題としては、韓国、中国と台湾などにおける高等女学校の実態を把握し、東アジアにおける女子教育理念とその実態を究明することも考えられる。